

# 令和6年度建設工事等に係る入札・契約制度説明会

## 次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 説 明
  - ① 総合評価ガイドラインの見直し等について・・・・・・・・・・【資料1】
  - ② 入札契約制度の留意事項等について・・・・・・・・・・【資料2】
  - ③ 建設業法上の留意点について・・・・・・・・・・【資料3】
  - ④ 質疑応答
4. 閉 会

令和6年度 建設工事等に係る入札・契約制度に関する説明会

山形県県土整備部所管  
建設工事と土木工事関連業務委託の  
総合評価ガイドラインの見直し等について

令和6年5月

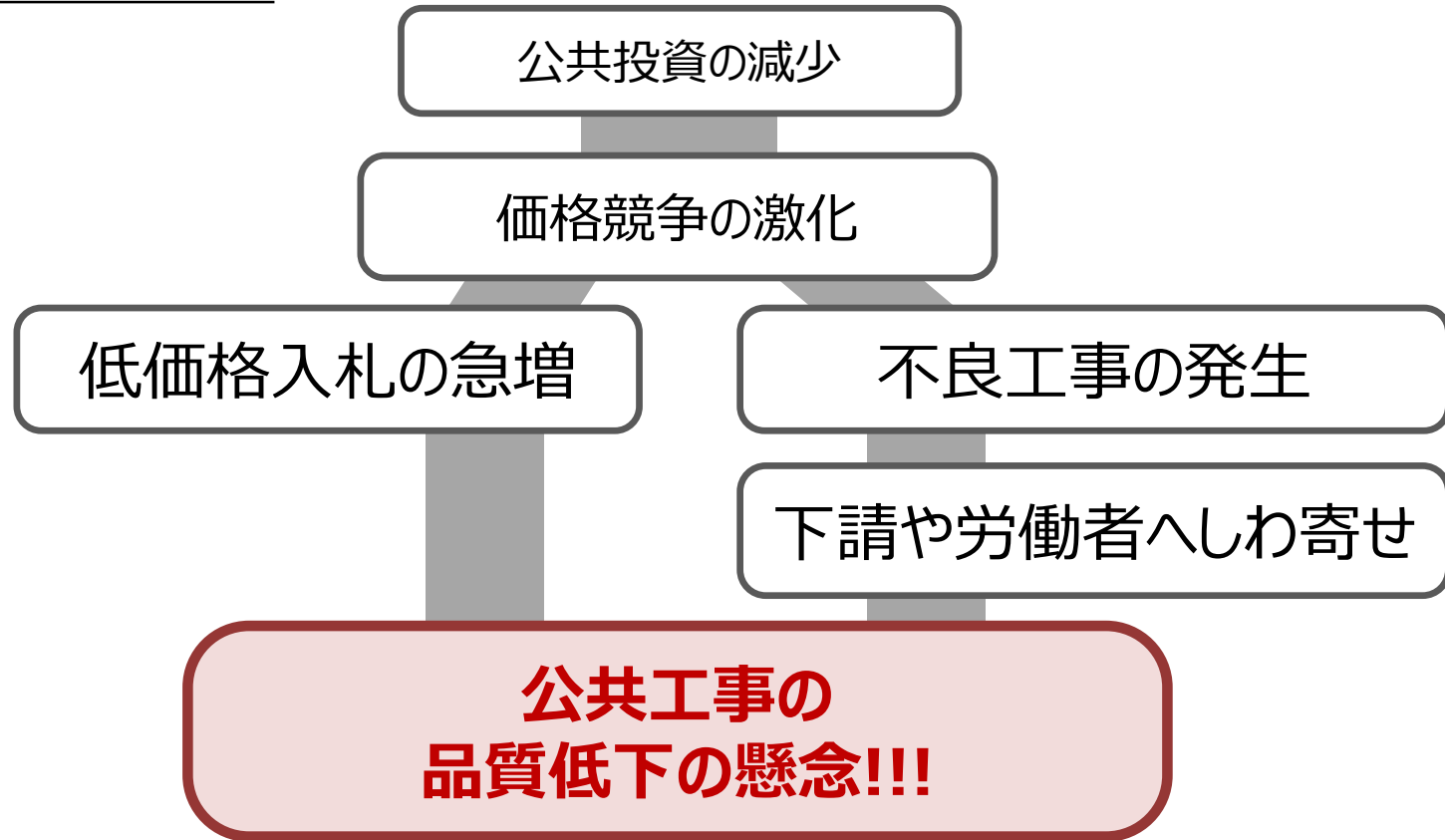


# 目次

- I 総合評価落札方式の導入の背景等**
- II 令和6年度CPD・インターンシップ評価の特例措置**
- III 令和6年7月のガイドラインの改定内容**
  - 1 建設工事**
  - 2 業務委託**
- IV 技術資料作成の留意点**
  - 建設工事、業務委託、共通**

# I 総合評価落札方式の導入の背景等

## ■ 品確法制定の背景



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』（品確法）の判定  
（平成17年4月施行）

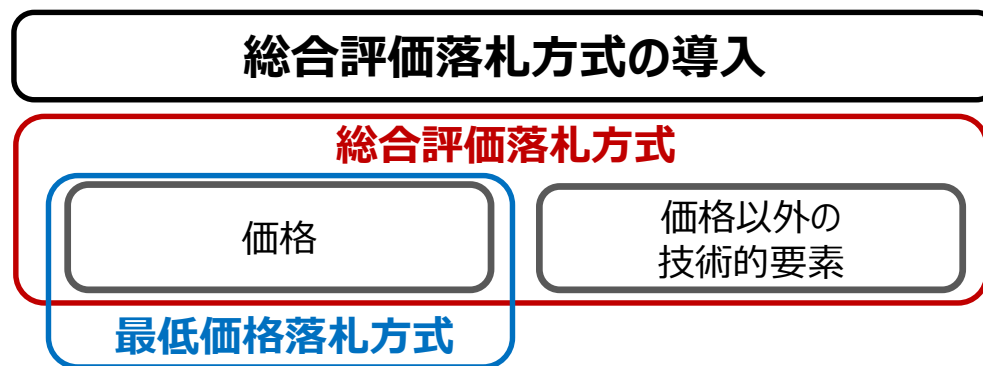
# I 総合評価落札方式の導入の背景等

## ■ 品確法

### □ 制定時のポイント

公共工事の品質確保と促進を大きなねらいとし、ポイントは次の3つ

- ① 公共工事の品質確保に関し、基本理念と発注者の責務の明確化
- ② **価格のみ**の競争から、**価格と品質**が総合的に優れた調達へ
- ③ 発注者をサポートする仕組みの明確化



### □ 品確法一部改正（令和元年6月）

公共工事の品質確保を図るため、測量・調査・設計等の品質確保が重要

- 測量・調査・設計等を広く品確法の対象に位置付け

## ■ 山形県公共調達基本条例（平成20年7月施行）

公共調達するものの**品質**及び**価格**の適正を確保

# I 総合評価落札方式の導入の背景等

## ■ 県土整備部建設工事への総合評価落札方式の導入

- 平成16年度から標準型（技術提案型）の試行
- 平成17年度から簡易Ⅰ型（施工計画審査型）の試行
- 平成19年度から簡易Ⅱ型（実績確認型）の試行
- 平成21年度から本格実施  
設計金額1,000万円以上が対象
- 平成22年度から  
設計金額4,000万円以上で原則実施
- 令和3年度から  
原則実施を設計金額3,000万円以上とし実施件数の増を見込む

近年の実施件数

令和6年1月末

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施件数		380	389	428	219
内 訳	標準型	2	0	1	1
	簡易Ⅰ型	0	1	5	1
	簡易Ⅱ型	378(32)	388(41)〈33〉	422(20)〈38〉	217(20)〈34〉

※（）書きは若手・女性技術者評価型・〈〉書きは地域精通企業評価型で内数

# I 総合評価落札方式の導入の背景等

## ■ 県土整備部業務委託への総合評価落札方式の導入

- 平成24年度から試行
- 平成28年度から本格実施  
設計金額3,000万円以上で原則実施
- 平成29年度から適用範囲拡大  
設計金額1,000万円以上3,000万円未満でも案件選定して実施
- 平成30年度から更なる適用拡大  
案件選定範囲を設計金額500万円以上3,000万円未満に見直し
- 平成31年2月から一般競争入札の試行導入  
設計金額1,000万円以上かつ土木コンサルタント業務（A、B）
- 令和3年度から地質調査業務での試行
- 令和4年度から「地域精通企業評価型」の試行

近年の実施件数

令和6年1月末

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施件数	33(5)	56(1)	62(1)〈1〉	54(0)〈0〉
うち一般競争	11(1)	29(1)	36(0)〈1〉	37(0)〈0〉

※ ( ) 書きは若手・女性技術者評価型・〈 〉書きは地域精通企業評価型で内数

※ 上表記載の件数は全て簡易型

## Ⅱ 令和6年度CPD・インターンシップ評価の特例措置

建設工事と業務委託、両方の総合評価落札方式において、配置予定技術者の  
継続教育（CPD）の単位取得状況やインターンシップ等の受入れ実績を評価項目に設定

令和2年度以降

新型コロナウイルス感染症の影響により講習会の開催中止や  
インターンシップの取止め等により、例年のような単位取得や受入れが困難

**令和6年度も（令和5年度と同様に）**

**継続教育（CPD）及びインターンシップ評価の特例措置を実施**



## Ⅱ 令和6年度CPD・インターンシップ評価の特例措置

特例措置の内容は令和5年度と同様

### ■ 継続教育（CPD）特例措置の内容

- 1 配置予定技術者の継続教育（CPD）単位取得の**評価対象期間**を過去2年度のところ**過去3年度**とする。
- 2 ガイドラインに記載する各CPD団体が推奨する単位数は据置き

例：（公社）土木学会

推奨する単位数に相当する数： **100単位／2年**

▼▼▼▼▼ 据置きして

推奨する単位数に相当する数： **100単位／3年**

### ■ インターンシップ特例措置の内容

インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績の**評価対象期間**を過去2年度のところ**過去3年度**とする。

## Ⅱ 令和6年度CPD・インターンシップ評価の特例措置

### ■ 対象

令和6年度に入札公告又は指名通知する案件

対象期間：令和4年度、令和5年度（過去2年度）



対象期間：**令和3年度**、令和4年度、令和5年度（**過去3年度**）

※ 詳しくは、発注案件毎の入札公告及び入札説明書又は入札条件にて確認のこと

### ■ 留意事項

- ・特例措置の適用に伴い、提出資料の様式が変更
  - ※ 建設企画課のホームページに掲載
- ・特例様式ではない様式で提出された場合でも、必要事項を読み取ることが可能であれば、虚偽の申請を除き、入札参加は可能

## Ⅱ 令和6年度CPD・インターンシップ評価の特例措置

### □ 建設工事

#### ➤ 技術資料（様式総合3 技術者の能力）

##### 3 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）団体名	取得年度	取得単位
	令和3年度	
	令和4年度	
	令和5年度	
	過去3年度の合計	
<p>（上記記載内容に関して、入札公告、入札説明書、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）</p> <p>自己評価点                      点</p>		

#### ➤ 自己評価申請書（事後様式1 技術資料に係る自己評価申請書）

技術者の能力

継続教育（CPD）  
（過去3年度）

様式総合3

地域貢献度

ボランティア等の  
実績  
（過去2年度）  
インターンシップ  
等の実績  
（過去3年度）

様式総合4

# Ⅱ 令和6年度CPD・インターンシップ評価の特例措置

## □ 業務委託

### ➤ 技術資料（様式総合業務3 技術者評価）

#### 5 技術研鑽

技術者のCPD（継続教育）

C P D	継続教育（CPD）団体名	取得年度	取得単位
		令和3年度	
		令和4年度	
		令和5年度	
		合計	

（上記記載内容に関して、入札条件又は入札公告及び入札説明書、ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。）

自己評価点                      点

### ➤ 自己評価申請書（様式1 技術資料に係る自己評価申請書）

企業評価	
企業の社会性・信頼性	
有 無	過去2年度における 地域貢献活動（ポ ンティア等）の有 無
有	過去3年度における 地域貢献活動（イ ンターンシップ等） の有無
2	
様式総合業務2	

技術者評価	
技術研鑽	
C P D 取得 単位	過去3年度にお ける
6	
様式総合業務3	

## Ⅲ-1 建設工事 令和6年7月のガイドライン改定内容

### ■ 総合評価に関する例規等

- ① 山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱
- ② 山形県県土整備部簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領
- ③ 総合評価落札方式運用ガイドライン（山形県県土整備部）
  - ・評価基準設定における基本的考え方
  - ・運用編

#### ➤ 山形県のホームページで公開

県土整備部 ▶ 建設企画課 ▶ 品質確保（総合評価等の多様な入札方式）

### ■ 令和6年7月のガイドライン改定内容

令和6年7月1日以降に入札公告を行う工事から適用

- ① ICT活用工事における部分活用等の推進
- ② 若手・女性技術者評価型の対象工種の拡大
- ③ 成績評定等の対象年度見直し時期の変更（※）

（※別途通知により令和6年7月1日以前に入札公告を行う工事へも前倒しで適用）

# Ⅲ-1 建設工事 令和6年7月のガイドライン改定内容

## ① ICT活用工事における部分活用等の推進

ICT活用工事を業界全体に浸透させるべく、ICTを2プロセス以上で活用する「部分活用」も、新たに評価する。

現行

ICT活用工事の5つのプロセスを全て実施する「全面的な活用」により、評価の対象とする。

改定

従来の「全面的な活用」に加え、施工者希望型において、ICTを2プロセス以上で活用する「部分的な活用」に取り組む場合も、評価の対象とする。

ガイドライン（運用編）P.12

発注型	評価基準	評価点
発注者指定型	(評価対象としない)	—
施工者希望Ⅰ型	ICTの全面的な活用	1
施工者希望Ⅱ型	(評価対象としない)	—

発注型	評価基準	評価点
発注者指定型	(評価対象としない)	—
施工者希望型 ※	ICTの全面的な活用	2
	ICTの部分的な活用	1

※施工者希望型で発注規模（予定価格、施工量）により設けていたⅠ型、Ⅱ型の区分を廃止

## Ⅲ-1 建設工事 令和6年7月のガイドライン改定内容

### ② 若手・女性技術者評価型の対象工種の拡大

担い手確保の観点から、同評価型の活用を増加させる必要があるため、対象工種を限定せず、全ての工種で設定可能とする。

現行

- ・総合評価簡易Ⅱ型「若手女性技術者評価型」は、若手・女性技術者の育成及び活躍しやすい環境整備を行うことを目的として試行
- ・「土木一式工事」（舗装技術者や鋼橋塗装技術者を設置する工事は除く）としている。

改定

- ・**すべての工種で設定可能とする**
- ・技術者配置要件として、有資格者（舗装施工管理技術者等）の配置が必要な工事でも設定可能とする。  
（但し、資格取得者の配置が必要な工事では、資格取得者の配置を要件とする。）

ガイドライン（評価基準の設定における基本的な考え方）P8

- ・技術者実績要件を設定する必要がある工事には適用しない。
- ・舗装技術者要件、鋼橋塗装技能士要件及び路面標示施工技能士要件を設定する必要がある工事についても同様

「全ての工種」で実施

# Ⅲ-1 建設工事 令和6年7月のガイドライン改定内容

## ③ 総合評価落札方式での成績評定等の対象年度見直し時期の変更

成績評定等における評価対象年度の切替えを7月からとする。

現行

成績評定等における評価対象年度の切替えは、前年度実績のとりまとめが完了する6月から実施している

改定

総合評価ガイドラインの改定時期に合わせ、7月の切替えとする。

改定前 (例：成績評定、災害工事、除雪業務)

入札公告時期	評価年度(過去5年度)
4～5月	H30～R4年度
6月	R元～R5年度
7月	

改定後

入札公告時期	評価年度(過去5年度)
4～5月	H30～R4年度
6月	
7月	
	R元～R5年度

改定 ガイドライン (運用編) P.9,19(成績評定)、22(CPD)、39,41(災害工事・除雪業務)

・年度当初(4～5月)の期間については、直前年度の〇〇の集計が完了していない[証明書の発行が間に合わない]ことから、直前1か年度の前年度まで[前々年度及びその前の年度の2か年度]を評価対象とすることができるものとし、入札公告、入札説明書において示すものとする。( [ ] 内はCPDに関する表記)

下線部  
(4～6月)



# Ⅲ-1 建設工事 令和6年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易Ⅱ型 配点一覧 (1 / 3)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目	配点	現行			改定				
		評価基準	評価点			評価基準	評価点		
			通常	若・女	地域		通常	若・女	地域
企業の能力	① 過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	2	-	同種工事の実績あり	2	-		
		類似工事の実績あり	1	-	類似工事の実績あり	1	-		
		実績なし	0	-	実績なし	0	-		
	② 過去15年間の指定工種工事の施工実績	指定工種工事の実績あり	-	2	指定工種工事の実績あり	-	2		
		実績なし	-	0	実績なし	-	0		
	③ 過去5年度における工事成績評定点の平均点	84点以上	2			84点以上	2		
		81点以上84点未満	1.5			81点以上84点未満	1.5		
		78点以上81点未満	1			78点以上81点未満	1		
		75点以上78点未満	0.5			75点以上78点未満	0.5		
		75点未満又は評定なし	0			75点未満又は評定なし	0		
	④ 過去2年度における山形県優良建設工事 顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1			顕彰歴あり	1		
		顕彰歴なし	0			顕彰歴なし	0		
	⑤ ICT、BIM/CIMの活用 〈ICT活用工事 施工者希望 $\pm$ 型の場合に設定〉	ICTの全面的な活用	〈1〉			ICTの全面的な活用	〈2〉		
						ICTの部分的な活用	〈1〉		
		BIM/CIMの活用	〈1〉			BIM/CIMの活用	〈1〉		
	活用なし	〈0〉			活用なし	〈0〉			

評価項目⑤〈 〉書きは、「ICT活用工事 施工希望者 $\pm$ 型」の場合に設定

# Ⅲ-1 建設工事 令和6年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易Ⅱ型 配点一覧 (2/3)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目	配点	現行				改定			
		評価基準	評価点			評価基準	評価点		
			通常	若・女	地域		通常	若・女	地域
技術者の能力	⑥ 過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり	2	-	-	同種工事の経験あり	2	-	-
		類似工事の経験あり	1	-	-	類似工事の経験あり	1	-	-
		経験なし	0	-	-	経験なし	0	-	-
	⑦ 過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	指定工種工事の経験あり	-	-	2	指定工種工事の経験あり	-	-	2
		経験なし	-	-	0	経験なし	-	-	0
	⑧ 過去5年度における工事成績評定点の平均点	84点以上	2			84点以上	2		
		81点以上84点未満	1.5			81点以上84点未満	1.5		
		78点以上81点未満	1			78点以上81点未満	1		
		75点以上78点未満	0.5			75点以上78点未満	0.5		
		75点未満又は評定なし	0			75点未満又は評定なし	0		
	⑨ 過去2年度における継続教育(CPD)の単位取得状況 <span style="background-color: #f8d7da; padding: 2px;">特例措置：過去3年度</span>	推奨単位数以上	1			推奨単位数以上	1		
推奨単位数の1/2以上		0.5			推奨単位数の1/2以上	0.5			
推奨単位数の1/2未満		0			推奨単位数の1/2未満	0			
⑩ 若手・女性技術者の配置	女性又は35歳未満の男性	-	2	-	女性又は35歳未満の男性	-	2	-	
	35歳以上40歳未満の男性	-	1	-	35歳以上40歳未満の男性	-	1	-	
	40歳以上の男性	-	0	-	40歳以上の男性	-	0	-	
⑪ ICT活用工事・週休2日確保工事実施証明書の有無 ICT活用工事「発注者指定型」「施工希望者Ⅰ型」の場合 上記以外（通常の工事）の場合	「ICT活用工事実施証明書」および「週休2日確保工事実施証明書」あり	2			「ICT活用工事実施証明書」および「週休2日確保工事実施証明書」あり	2			
	「ICT活用工事実施証明書」または「週休2日確保工事実施証明書」あり	1			「ICT活用工事実施証明書」または「週休2日確保工事実施証明書」あり	1			
	実施証明書なし	0			実施証明書なし	0			
	「週休2日確保工事実施証明書」あり	1			「週休2日確保工事実施証明書」あり	1			
	実施証明書なし	0			実施証明書なし	0			

# Ⅲ-1 建設工事 令和6年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易Ⅱ型 配点一覧 (3 / 3)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目		配点	現 行			改 定				
			評価基準	評価点			評価基準	評価点		
				通常	若・女	地域		通常	若・女	地域
地域 貢 献 度	⑫ 災害協定等の締結の有無	2	県土木部災害協定を締結している	2		県土木部災害協定を締結している	2			
			県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等を締結している	1		県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等を締結している	1			
			災害協定等を締結していない	0		災害協定等を締結していない	0			
	⑬ 過去2年度におけるボランティア活動等の実績の有無	2	工事箇所の地域でボランティア活動の実績あり	2		工事箇所の地域でボランティア活動の実績あり	2			
			工事箇所以外の地域でボランティア活動の実績あり	1		工事箇所以外の地域でボランティア活動の実績あり	1			
			ボランティア活動の実績なし	0		ボランティア活動の実績なし	0			
			消防団協力事業所認定あり	1		消防団協力事業所認定あり	1			
			消防団協力事業所認定なし	0		消防団協力事業所認定なし	0			
			インターシップ等の受入実績あり	1		インターシップ等の受入実績あり	1			
			インターシップ等の受入実績なし	0		インターシップ等の受入実績なし	0			
	⑭ 過去2年度における災害復旧工事の受注の実績「土木一式工事」とび・土工・コンクリート工事「舗装工事」に限定	1	工事箇所の地域で受注実績あり	1		工事箇所の地域で受注実績あり	1			
			工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5		工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5			
			受注実績なし	0		受注実績なし	0			
	⑮ 過去2年度における道路除雪業務の実績「土木一式工事」とび・土工・コンクリート工事「舗装工事」に限定	1	工事箇所の地域で受注実績あり	1		工事箇所の地域で受注実績あり	1			
			工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5		工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5			
			受注実績なし	0		受注実績なし	0			
	⑯ 主たる営業所の所在地	1	主たる営業所の所在地が指定市町村内にある	-	1	主たる営業所の所在地が指定市町村内にある	-	1		
指定市町村内でない			-	0	指定市町村内でない	-	0			
⑰ 作業船の保有	《1》	作業船あり	《1》		作業船あり	《1》				
		作業船なし	《0》		作業船なし	《0》				
計			18 《19》	18 《19》	19 《20》	18 《19》	18 《19》	19 《20》		

特例措置：インターシップのみ過去3年度

評価項目⑰《》書きは、「港湾請負工事積算基準」を適用する場合に設定

《》書きは、「ICT活用工事 施工希望者I型」の場合に設定 18

## Ⅲ-2 業務委託 令和6年7月のガイドライン改定内容

### ■ 総合評価に関する例規等

- ① 県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式 [実施要綱](#)
- ② 県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による簡易型総合評価落札方式における [事後審査要領](#)
- ③ 県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式 [ガイドライン](#)

#### ➤ 山形県のホームページで公開

県土整備部 ▶ 建設企画課 ▶ 品質確保（総合評価等の多様な入札方式）

### ■ 令和6年7月のガイドライン改定内容

令和6年7月1日以降に指名通知又は入札公告を行う業務から適用

- ① 成績評定等の対象年度見直し時期の変更（※）

（※別途通知により令和6年7月1日以前に入札公告を行う業務へも前倒しで適用）

## Ⅲ-2 業務委託 令和6年7月のガイドライン改定内容

### ③ 総合評価落札方式での成績評定等の対象年度見直し時期の変更

成績評定等における評価対象年度の切替えを7月からとする。

現行

成績評定等における評価対象年度の切替えは、前年度実績のとりまとめが完了する6月から実施している

改定

総合評価ガイドラインの改定時期に合わせ、**7月の切替え**とする。

改定前 (例：成績評定)

入札公告時期	評価年度(過去5年度)
4～5月	H30～R4年度
6月	R元～R5年度
7月	

改定後

入札公告時期	評価年度(過去5年度)
4～5月	H30～R4年度
<b>6月</b>	
7月	R元～R5年度

改定 ガイドライン P.13,34(成績評定)、43(CPD)、19(災害業務)

・年度当初(4～5月)の期間については、直前年度の〇〇の集計が完了していない[証明書の発行が間に合わない・業務実績の集計が完了していない]ことから、前々年度以前の5か年度[前々年度及びその前の年度の2か年度]を評価対象とすることができるものとし、入札条件又は入札公告、入札説明書において示すものとする。( [ ] 内はCPD・災害業務に関する表記)

下線部  
(4～**6**月)

# Ⅲ-2 業務委託 令和6年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易型 配点一覧 (1/2)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目	配点	現行			改定				
		評価基準	評価点			評価基準	評価点		
			通常	若・女	地域		通常	若・女	地域
企業評価	① 過去10年間の同種・類似業務の実績	同種業務の実績あり	4			同種業務の実績あり	4		
		類似業務の実績あり	2			類似業務の実績あり	2		
		実績なし	0			実績なし	0		
	② 過去4・5年度における業務成績評定点の平均点	86点以上	4			86点以上	4		
		83点以上86点未満	3			83点以上86点未満	3		
		80点以上83点未満	2			80点以上83点未満	2		
		77点以上80点未満	1			77点以上80点未満	1		
		77点未満又は評定なし	0			77点未満又は評定なし	0		
	③ 過去2年度における山形県優良建設工事関連業務の顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1			顕彰歴あり	1		
		顕彰歴なし	0			顕彰歴なし	0		
	④ 地域貢献活動（災害協定等の締結）の有無	県土整備部業務災害協定を締結	2			県土整備部業務災害協定を締結	2		
		県土整備部業務災害協定以外の山形県との災害協定等を締結	1			県土整備部業務災害協定以外の山形県との災害協定等を締結	1		
		協定を締結していない	0			協定を締結していない	0		
	⑤ 過去2年度における地域貢献活動（災害関係業務）の有無	山形県発注の合計受注金額1,500万円以上	1			山形県発注の合計受注金額1,500万円以上	1		
		山形県発注の合計受注金額1,500万円未満	0.5			山形県発注の合計受注金額1,500万円未満	0.5		
		市町村発注の合計受注金額1,500万円以上	1			市町村発注の合計受注金額1,500万円以上	1		
		市町村発注の合計受注金額1,500万円未満	0.5			市町村発注の合計受注金額1,500万円未満	0.5		
		実績なし	0			実績なし	0		
	⑥ 過去2年度における地域貢献活動（ボランティア等）の有無	業務実施箇所を含む地域でボランティア活動の実績あり	2			業務実施箇所を含む地域でボランティア活動の実績あり	2		
		業務実施箇所以外の地域でボランティア活動の実績あり	1			業務実施箇所以外の地域でボランティア活動の実績あり	1		
ボランティア活動の実績なし		0			ボランティア活動の実績なし	0			
消防団協力事業所認定あり		1			消防団協力事業所認定あり	1			
消防団協力事業所認定なし		0			消防団協力事業所認定なし	0			
インターシップ等の受入実績あり		2			インターシップ等の受入実績あり	2			
インターシップ等の受入実績なし		0			インターシップ等の受入実績なし	0			
⑦ 過去2年間における業務実績の有無	業務実施箇所での実績あり	4	2		業務実施箇所での実績あり	4	2		
	県内(上記以外)での実績あり	2	1		県内(上記以外)での実績あり	2	1		
	県内での実績なし	0	0		県内での実績なし	0	0		
⑧ 本店の所在地 (地域精通企業評価型の場合に設定)	本店が業務実施箇所内にある		2		本店が業務実施箇所内にある		2		
	本店が業務実施箇所内でない		0		本店が業務実施箇所内でない		0		

特例措置：インターシップのみ過去3年度

# Ⅲ-2 業務委託 令和6年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易型 配点一覧 (2/2)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目		配点	現行			改定				
			評価基準	評価点			評価基準	評価点		
				通常	若・女	地域		通常	若・女	地域
技術者 評価	⑨ 技術者資格の有無 (測量業務を除く)	建設コンサルタント業務 の場合	技術士又は同等の能力	3	2	3	技術士又は同等の能力	3	2	3
			国土交通省登録技術者資格	1.5	1	1.5	国土交通省登録技術者資格	1.5	1	1.5
			上記以外の者	0	0	0	上記以外の者	0	0	0
		地質調査業務 の場合	技術士又は同等の能力	3	2	3	技術士又は同等の能力	3	2	3
			国土交通省登録技術者資格	1.5	1	1.5	国土交通省登録技術者資格	1.5	1	1.5
			上記以外の者	0	0	0	上記以外の者	0	0	0
		補償コンサルタント業務 の場合	実務経験7年以上の者又は同等の能力	3	2	3	実務経験7年以上の者又は同等の能力	3	2	3
			補償業務管理士	3	2	3	補償業務管理士	3	2	3
			上記以外の者	0	0	0	上記以外の者	0	0	0
	⑩ 過去10年間の同種・類似業務の経験 (若手・女性技術者評価型の場合に非設定)	6	同種業務の経験あり	6		6	同種業務の経験あり	6		6
			類似業務の経験あり	3		3	類似業務の経験あり	3		3
			経験なし	0		0	経験なし	0		0
⑪ 若手・女性技術者の配置 (若手・女性技術者評価型の場合に設定)	9	女性又は35歳未満の技術者			9	女性又は35歳未満の技術者			9	
		35歳以上40歳未満の技術者			6	35歳以上40歳未満の技術者			6	
		40歳以上の男性技術者			0	40歳以上の男性技術者			0	
⑫ 過去4・5年度における業務成績評定点の平均点	6	86点以上	6	4	6	86点以上	6	4	6	
		83点以上86点未満	4.5	3	4.5	83点以上86点未満	4.5	3	4.5	
		80点以上83点未満	3	2	3	80点以上83点未満	3	2	3	
		77点以上80点未満	1.5	1	1.5	77点以上80点未満	1.5	1	1.5	
		77点未満又は評定なし	0	0	0	77点未満又は評定なし	0	0	0	
⑬ 技術者の従事している業務件数	3	0～2件			3	0～2件			3	
		3件			2.5	3件			2.5	
		4件			2	4件			2	
		5件			1.5	5件			1.5	
		6件			1	6件			1	
		7件			0.5	7件			0.5	
		8件以上			0	8件以上			0	
		業務実施箇所での経験あり	6		6	業務実施箇所での経験あり	6		6	
⑭ 過去2年間における業務経験の有無	6	県内(上記以外)での経験あり	3		3	県内(上記以外)での経験あり	3		3	
		県内での経験なし	0		0	県内での経験なし	0		0	
		推奨単位数以上	6		6	推奨単位数以上	6		6	
⑮ 過去2年度におけるCPD取得単位 <span style="background-color: #f8d7da;">特例措置：過去3年度</span>	6	推奨単位数の1/2以上	3		3	推奨単位数の1/2以上	3		3	
		推奨単位数の1/2未満	0		0	推奨単位数の1/2未満	0		0	
		計		48 [45]	48 [46]	48 [45]		48 [45]	48 [46]	48 [45]

注1：評価項目⑤の評価対象となる市町村発注業務は(一社)山形県測量設計業協会の調整により受注した市町村発注の災害関係業務(特に激甚な災害に限る)とする。

注2：評価項目⑮の対象について、補償関係コンサルタント業務では(一社)日本補償コンサルタント協会が発行するCPD単位の取得証明資料を評価対象とし、それ以外の業務では(一社)日本補償コンサルタント協会以外の認定団体が発行する取得証明資料を評価対象とする。

## IV 技術資料作成時の留意点

- 1 県土木部（県土整備部）災害協定について
- 2 県土木部（県土整備部）災害協定以外について
- 3 ボランティア活動実績を証明する資料について
- 4 インターンシップ<sup>o</sup>受入実績を証明する資料について
- 5 継続教育（CPD）を証明する資料について
- 6 その他（全般）



## IV-1 県土木部（県土整備部）災害協定

### ■ 建設工事

#### ☆ 県土木部災害協定の正式名称

「災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定書」（平成8年12月6日締結）

山形県土木部長、一般社団法人山形県建設業協会会長

!!!

県土木部と締結した協定であっても**上記以外**は県土木部災害協定**以外の山形県との協定**として取り扱うので、技術資料や自己評価申請書の作成の際に誤りがないよう留意すること

### ■ 業務委託

#### ☆ 県土整備部業務災害協定の正式名称

「災害時における応急対策業務に関する協定書」（平成26年3月28日締結）

山形県県土整備部長、各総合支庁建設部長

一般社団法人測量設計業協会会長、一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北

支部山形県部会長、山形県建設コンサルタント協会会長、山形県地質土壌調査業協会会長

!!!

県県土整備部と締結した協定であっても**上記以外**は県県土整備部災害協定**以外の山形県との協定**として取り扱うので、技術資料や自己評価申請書の作成の際に誤りがないよう留意すること

## IV-2 県土木部（県土整備部）災害協定以外

### ■ 建設工事・業務委託 共通

#### ☆ 添付資料の留意点（ガイドラインに記載）

災害協定書や覚書の写し

※ 表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文

災害協定等の締結者が**団体等**の場合、入札参加者が**構成員**であることの証明が**判断**できる資料又は**構成員であることを証明する資料**

**!!!**

**全文の添付がない場合、当該評価点が「0点」となるので必ず全文を添付すること**  
(入札参加者が申請した**添付資料のみ**で判断する)

## IV-3 ボランティア等の実績証明

### ■建設工事・業務委託 共通

#### ☆留意事項

□ボランティア活動を行った団体名と企業名が異なる場合

例 1 : **単独企業**の場合

団体名「○○川を愛する会」 ⇒ 企業名「△△設計株式会社」

➢実績報告書や活動証明が団体名となるため、企業の活動を証明しない。

- ・登録する際は、**団体名に企業名**が入るとよい  
(**推奨**であり強制ではない。その判断は各団体が行う。)
- ・**団体名と企業名が異なる場合** (団体名から企業名が**判断できない場合を含む。)**は、当該団体が入札参加者であることを証明する**任意の資料**を添付

例 2 : **複数企業**の場合

複数企業で活動団体を構成している場合、**実績報告書**や**活動証明**に  
**企業名と企業ごとの参加人数**を記載する。

## IV-4 インターンシップ等受入の実績証明

### ■建設工事・業務委託 共通

#### ☆留意事項

##### □評価対象

- ：インターンシップ、職場体験学習、現場実習等
- ×：現場見学会や一般事務等

##### □添付書類

次の①・②の**両方**が必須

- ①学校等が証明する「**受入れ実績証明書**」又は、学校等からの「**依頼文＋御礼状**」
  - 「受入れ実績証明書」「依頼文」「御礼状」は学校長等の押印があるものを原則。  
ただし、学校等の事務処理上「依頼文」「御礼状」に押印しない（公印省略）  
場合があるため、「受入れ実績証明書」の発行を依頼することが有効。
- ②現場での**体験・実習内容が確認できる資料**を以下の例を参考に **1種類添付**
  - 学生の体験作文・レポート等、 ○状況写真（2枚以上）
  - 新聞記事

## IV-5 継続教育（CPD）の実績証明

!!! 「令和6年度CPD特例措置」を考慮した内容であり、一部ガイドラインと異なる !!!

### ■ 建設工事・業務委託 共通

#### ☆ 留意事項

- 評価対象となる各継続教育（CPD）団体が**公式に発行**する単位取得状況を**証明する資料（証明書）の写し**（Web画面を印刷したものは不可）
  - 評価対象となる**継続教育団体**及び**奨励単位数**は当該入札案件が適用する「総合評価落札方式**ガイドライン**」に記載するもの。
- 単位取得状況を証明する資料（証明書）において、**過去3年度**に取得した単位数（内訳）が**判別できない資料は無効**

➢ **無効**となる単位取得証明書の例

単位取得期間	取得単位数
平成31年4月1日～令和5年3月31日	55

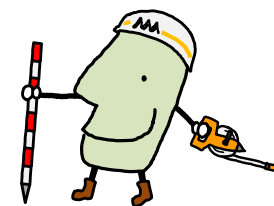
※上記の記載では、平成31年度～令和4年度までの過去4年度内の取得単位数は分かるが、**過去3年度における取得単位を証明できていないため、無効**

## IV-5 継続教育（CPD）の実績証明

➤ **有効**となる単位取得証明書の場合

認定プログラム名	単位取得年月日	取得単位数
令和〇〇年度 〇〇〇〇講習会	平成31年4月20日	5
令和△△年 △△△△研修	<b>令和2年9月27日</b>	<b>10</b>
◇◇◇◇◇◇◇◇セミナー	<b>令和3年7月15日</b>	<b>15</b>
令和〇〇年度 〇〇〇〇講習会	<b>令和3年12月5日</b>	<b>15</b>
□□□□□□□□発表会	<b>令和5年1月29日</b>	<b>10</b>

※単位を取得した年月日から、**過去3年度**における取得単位を判別できるため **有効**

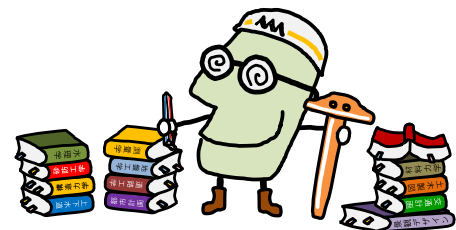


## IV-6 その他（全般）

### ■ 建設工事・業務委託 共通

#### ☆ 資料作成・提出に当たって

- 入札公告・入札説明書又は入札条件に指定された評価項目の全てに対して、自己の評価を記載しているか。該当なしの項目であっても「該当なし」と記載しているか。  
⇒指定された項目に対して、何も記載していない場合は、当該項目は「0点評価」となる。
- 事後審査方式における「自己評価申請書」には、自己評価点を記載しているか。
- 技術資料の記載内容を証明する資料に不足が無いか。  
⇒必要な資料が提出されない場合は、当該項目は「0点評価」となる。  
総合評価落札方式ガイドラインで確認する。



令和6年度建設工事等に係る入札・契約制度説明会

# 入札契約制度の留意事項等について

令和6年5月

山形県 県土整備部 建設企画課



# 入札契約制度の留意事項等について

- I 競争入札参加資格者名簿について
- II 電子入札の注意事項について
- III 入札参加資格の確認及び入札の効力について
- IV 建設工事等における低入札価格調査基準について
- V 契約書・契約約款の改正について
- VI 県の入札契約制度の改正について
- VII 発注見通しについて
- VIII 名簿変更届・低入札価格調査等について

# I 競争入札参加資格者名簿について

1 今年度は、令和7・8年度の競争入札参加資格者名簿の定期受付があります。

!! 受付期間は、

工事 : 令和6年11月上旬から中旬

コンサルタント等 : 令和6年11月中旬から月末

※ご案内は、各受付の1か月前を目途に行う予定です。

2 令和5・6年度の競争入札参加資格者名簿の追加受付は以下のとおりです。

	受付期間(土日、祝日を除く)	名簿登載期	審査基準日
追加受付	R6. 8. 1～R6. 8.10	R6.10. 1～R7. 3.31	R6. 7.31

(!) 大臣許可業者の皆様へ (お願い)

※新しい総合評定値通知書(経審結果)を受けた場合

※建設業許可を更新した場合

**必ず県にその写しを  
提出してください。**

名簿に搭載されていても、  
建設業許可や経審が切れている場合は入札に参加できません!!

# I 競争入札参加資格者名簿について

## 入札参加資格者名簿の変更について

### (1) 随時受付できるもの

	変更事由	添付書類	
		県内業者	県外業者
共通	商号又は名称	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	登記簿謄本(写)(法人) 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	代表者名	なし	登記簿謄本(写)(法人) 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	代表者の役職名	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	本社の住所・郵便番号	なし	登記簿謄本(写)(法人) 委任状(受任者用)
	本社の電話番号	なし	なし
	資本金	なし	登記簿謄本(写)(法人)
	受任者名	—	委任状(受任者用)
	受任者の住所・郵便番号	—	なし
	受任者の役職名	—	使用印鑑届 委任状(受任者用)
	受任者の電話番号	—	なし
	実印	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届
	使用印鑑	使用印鑑届	使用印鑑届
	申請代理人	委任状(代理申請用)	委任状(代理申請用)
	新しい総合評価値通知書	総合評価値通知書(写) ⇒大臣許可業者のみ	総合評価値通知書(写)
	建設業許可の更新	許可通知書(写) ⇒大臣許可業者のみ	許可通知書(写)
	建設業許可の一部廃業	なし	なし
	許可番号の変更	なし	許可通知書(写)
県内営業所の新設・廃止	なし	様式第22号の2「変更届出書」(写)	
J V名称、代表、出資比率の変更	協定書	—	
協同組合の代表	なし	—	
測量・コンサル	営業登録の抹消	なし	なし
	県内営業所の新設	営業所調査(様式C) 登記簿謄本(写)(法人)	営業所調査(様式C) 登記簿謄本(写)(法人)
	県内営業所の廃止	なし	なし

出典: 山形県の競争入札参加資格申請の手引き【抜粋】

### (2) 追加受付期間のみ受付できるもの

	変更事由	添付書類	
		県内業者	県外業者
建設工事	入札参加希望業種の追加	第2章2による総合評価値通知書	第2章2による総合評価値通知書
	許可区分の変更(特⇄般)	なし	許可通知書(写)
	役務の業種追加	付表6 役務の資格申請調査書	付表6 役務の資格申請調査書
測量・コンサル	入札参加希望業種の追加	(営業登録の登録証等)	(営業登録の登録証等)
	営業登録の追加	営業登録の登録証等	営業登録の登録証等
	技術者数の変更	資格の確認資料	資格の確認資料
	役務の業種追加	役務の資格申請に係る付表	役務の資格申請に係る付表
材料	入札参加希望品目の追加	なし	なし

出典: 山形県の競争入札参加資格申請の手引き【抜粋】

**！ 注意してください！**

指名通知が届いてから、慌てて変更手続を行うことになったり、電子入札に手続が間に合わず、紙入札しなければならなくなったケースが見られます。

登録内容が変更になる場合には、速やかにお手続くださいますようお願いいたします。

## Ⅱ 電子入札の注意事項について

山形県では、建設工事、建設工事関連業務委託の大部分を電子入札で執行しております。

電子入札システムで添付可能なファイルの容量は**10メガバイト**となっております。【R5.12月～】

### (1) 電子入札を対象とするものの大まかな考え方

入札区分	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
建設工事	○	○	△
調査・測量・設計 コンサルタント業務	○	○	△
一般業務委託 (除雪・維持修繕等)	△	△	△

○:原則として、電子入札により行うもの

△:できる限り、電子入札により行うもの

### ！ICカードについての注意事項

- ① 商号名称・代表者・本店所在地が変更になった場合には入札参加資格者名簿の変更手続の後に、ICカードの**再登録**が必要です。
- ② 入札参加資格のないICカードで行った入札は**無効**になります。
- ③ 有効期限をご確認ください。

この場合、“新しいICカード”をご用意ください。

【カード情報】 ①企業名、 ②企業住所、 ③取得者氏名（代表者・受任者）、 ④連絡先名称・連絡先郵便番号・住所・氏名・電話番号・FAX・メールアドレス

### Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

※ 参加資格申請時の添付資料漏れなどにより、  
参加資格なしとなるケースが見受けられます。

- 参加資格申請書の提出に当たっては、入札公告や入札説明書を十分確認していただき、求められている確認資料を漏れなく提出してください。
- 必要な確認資料のいずれか 1 つでも添付がない場合は、「入札参加資格なし」となります。
- 記入誤り、記入漏れなどの不備がないよう、提出の際は再度確認をお願いします。

# <条件付一般競争入札説明書抜粋>

## 2-3 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加者の資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出しなければならない。この場合、

**必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。**

(2) 提出書類

イ 申請書

申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。

よって、申請書を別途作成及びファイル添付する必要はない。

ロ 確認資料

2-4【確認資料一覧】のとおり

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。

ホ 確認資料の提出は、申請書に添付して行うものとする。ファイルの形式はワード形式又はPDF形式とする。複数の確認資料は1つのファイルにまとめること。ファイルのサイズは10.0メガバイト（以下「MB」という。）以内とすること。押印されている書類はスキャナで読み込む等すること。

ただし、ファイルの作成が困難な場合やファイルのサイズが10.0MBを超える場合は、確認資料を公告で指定された提出場所へ書面により提出（持参又は書留郵便に限る。）することも認め、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、確認資料を持参又は書留郵便により提出する場合にあっては、当該確認資料に、「山形県電子入札システムにより作製し印刷した申請書」を添付するものとする。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準として、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

## 2-4【確認資料一覧】

【注】設定した参加資格等に応じて適宜修正すること

※発注者記載例

必要資料	確認資料
	提出を求める確認資料については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示
○ イ	施工実績を記載した書面 様式第2号「同種工事の施工実績」
○ ロ	<p>施工実績とする工事に係る以下の書類</p> <p>a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。</p> <p>b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）</p> <p>c 工事成績評定通知書の写し cについては、「施工実績要件1」を入札参加資格に定めた場合に記載すること。</p>
○ ハ 必須	<p>配置予定の技術者の資格等を記載した書面 様式第3号の2「主任（監理）技術者の資格・工事経験」</p> <p>①入札参加者の資格として、技術者実績要件を設定していない場合は、様式中の「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」は記載不要とする。 ②配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。 ③配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（カッコ）内には、資格免許の取得年を記載すること。 ④総合評価落札方式による場合、本書面の提出は、様式総合3「技術者の能力」の提出をもって代えることができる（この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。）。 ⑤様式中の「特例監理技術者の配置予定」、「申請時における他工事との兼務」の欄は、記載後の状況の変化、記載誤り又は記載漏れがあった場合でも入札参加資格には影響しないものとする。</p>
○ ニ 必須	<p>ハの技術者の国家資格者証等（建設業法（昭和24年5月法律第100号）に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者講習修了証の写し又は監理技術者資格者証裏面の写し）</p> <p>ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しているが、交付手続中のため入札参加確認申請期限までに当該資格者証又は監理技術者講習履歴が確認できる書面を提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。</p>
○ ホ	<p>ハの技術者の経験工事に係る以下の書類</p> <p>a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。</p> <p>b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）</p> <p>c 工事成績評定通知書の写し</p>
○ ヘ 必須	<p>総合評定値通知書の写し</p> <p>審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。 ※審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。</p>
○ ト	<p>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料徴収済額通知書若しくは領収証等の写し</p> <p>への総合評定値通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下等により適用が除外される場合は提出を要しない。</p>
○ チ	<p>指定技術者等配置計画書（併せて資格者証等の写しを提出すること。）</p> <p>舗装施工管理技術者、鋼橋塗装技能士又は路面標示施工技能士の配置を義務付けた場合 ※日付の記入、記名押印のないものが提出された場合、参加資格なしとする。</p>

【注】①必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。  
【注】②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。

資料提出前に、改めて確認をお願いします！！

## Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

※ 積算内訳書に不備がある場合は、入札無効となりますのでご注意ください。

- 入札説明書や積算内訳書作成マニュアルに従って作成、保存されていない内訳書を提出したため、無効の入札となるケースがあります。
- 決められた手順で保存を行わないと、作成時刻等必要なデータが自動生成されません。
- 積算内訳書の提出に当たっては、
  - ① 県が提供する指定ファイルを使用
  - ② 他者がダウンロードしたファイルを使用しない
  - ③ シート保護の解除や、保護領域の改変をしない
  - ④ 必須項目の未入力

などにも十分ご注意の上、適正に作成してください。

※ 積算内訳書を誤って提出した場合、差替えはできませんので、提出に当たっては、十分にご確認くださるようお願いいたします！！

# ＜条件付一般競争入札説明書抜粋＞

## 4 共通説明事項

### 4-1 入札及び開札

(1) 入札は、規則第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して行う。その他の代理人による入札は認めない。共同企業体にあつては、代表会社の入札参加資格者の電子署名を付して入札することとし、入札書を提出する前までに各構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を提出すること。

(2) 入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。

(3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。**提出する積算内訳書は、県が山形県電子閲覧システムにより提供する指定ファイル**を山形県電子入札システムで提出する入札書に添付して行うものとする。提出する積算内訳書について、**指定ファイル以外の書式は認めないものとする**。ファイルの名称は「積算内訳書（工事名）（商号又は名称）」とすること。

ただし、ファイルのサイズが10.0MBを超える場合は、CD又はDVD（以下「CD等」という。）に記録したファイルを持参又は書留郵便により提出することを認める。

CD等の提出に際しては、封かんの上、入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きして、入札書受付締切日時までに、担当部局（契約担当）まで到達させること。また、山形県電子入札システムによる入札書には「積算内訳書は郵送又は持参による」旨の文書ファイルのみを添付すること。この文書ファイルはワード形式によるものとする。

(4) 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の〇（例：100分の10（消費税及び地方消費税（以下、注記事項において「消費税等」という。）の率による。）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の〇分の100（例：110分の100（消費税等の率による。）に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

(6) 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。ただし、書面による入札参加者がいない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち合わせないことができる。

入札に参加される際は、入札説明書や積算内訳書作成マニュアル(PDF)等をよく読んで提出くださるようお願いいたします。



## Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

※以下の入札等についても無効となります。

- 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- 設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、題名又は質問内容に質問者を特定できる情報（企業名、個人名、電話番号等）を記入した者のした入札
- 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- 所定の日時までに到達しない入札
- 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札

など

## IV 建設工事等における低入札価格調査基準について

山形県では、ダンピング受注を防止し、価格だけではなく工事等の品質の確保を図るため、基準値より低い入札価格については調査の上、落札決定をしております。

### 【①建設工事】

経費の種類	調査基準価格	失格数値基準	
	H29.6～	H29.6～	R4.7～
直接工事費	97%	75%	85%
共通仮設費	90%	75%	85%
現場管理費	95%	75%	85%
一般管理費	65%	50%	60%
上限	95%	—	—
下限	75%	—	—

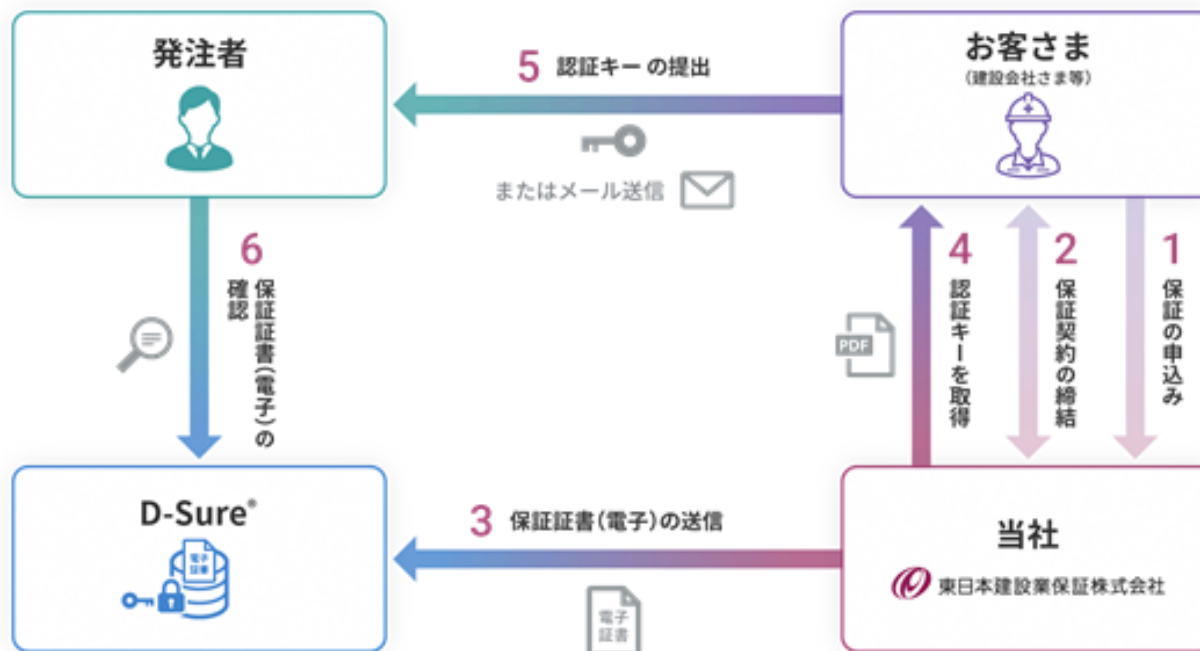
# IV 建設工事等における低入札価格調査基準について

## 【②建設関連業務委託】（土木関係建設コンサルタントの場合）

経費の種類	調査基準価格	失格数値基準	
	R2.7～	H28.4～	R4.7～
直接人件費	100%	90%	95%
直接経費	100%	90%	95%
その他原価	90%	90%	90%
一般管理費	60%	30%	35%
上限	95%	—	—
下限	75%	—	—

## V 契約書・契約約款の改正について

令和5年10月に契約保証や前払金保証の電子保証を導入



【東日本建設業保証株式会社HPより】

電子保証の利用を希望する場合は、各保証事業会社にお問い合わせください。

※金融機関、保険会社による保証は電子化対象外です。

## V 契約書・契約約款の改正について

令和6年5月1日～

○建設工事の前払金の使途拡大の期間延長

今年度も前払金の使途拡大に係る特例措置の期間を延長しております。

R6. 3. 31 → R7. 3. 31

※ 改正前に締結した契約につきましても、変更契約が可能な場合がありますので、発注部署にご相談ください。

## VI 県の入札契約制度改正について

### 令和5年7月～

#### 【復旧・復興JVの概要】 【新設】

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の建設業者の施工力を強化するために結成される共同企業体

### 令和5年10月～

#### 【電子保証の導入】

保証事業会社による契約保証や前払金保証において、電磁的方法を利用した電子保証を導入。

### 令和5年12月～

#### 【電子入札システム 添付ファイル容量】

電子入札システムで添付できるファイルの容量を「3.0メガバイト（MB）」⇒「10.0MB」へ

## Ⅵ 県の入札契約制度改正について

【令和6年度の制度改正予定について】

令和6年7月～

- 総合評価落札方式（実施要領、ガイドライン）の改定 ⇒ 資料1
- 一部の建設工事における入札受付期間の見直し

【御注意ください！！】

- 例年7月以降に入札公告する案件から、様式が改まる場合があります。 ※特に総合評価落札方式

【切替時期の7月開札案件について】

入札公告等をご確認の上、公告等で指定されている様式で御提出をお願いします。

- 改正後の様式は県HPに今後掲載します。

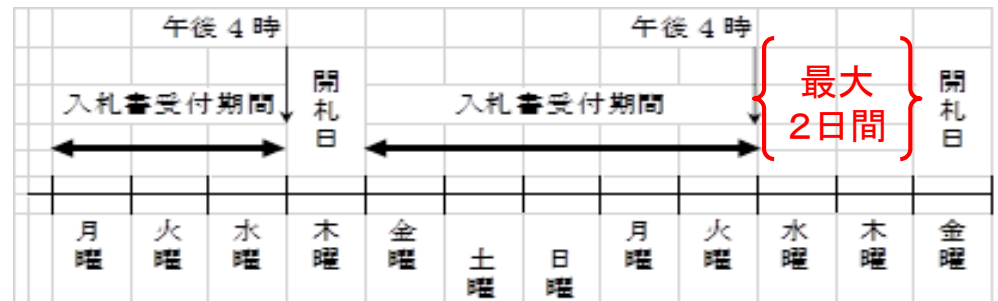
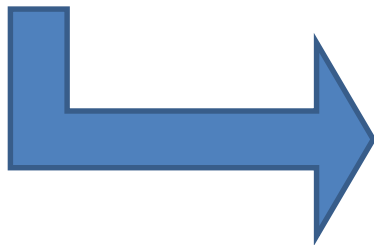
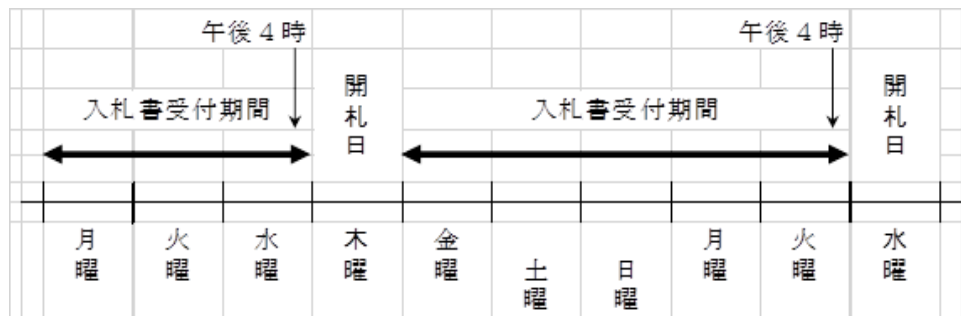
( [https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd\\_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html](https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html) )

# Ⅵ 県の入札契約制度改正について

令和6年7月～

【一部の建設工事における入札受付期間の見直し】

高度な積算が必要な案件（橋梁整備等）では、発注課の判断で、入札受付期間最終日と開札日との間に期間（最大2日間）を設けることができることとする。





# Ⅶ 発注見通しについて



## 公表事項選択

発注見通し

建設工事等の発注見通しを  
ご覧いただけます。  
(4月、6月、8月、10月、1月、3月更新)

入札公告等

建設工事等に係る入札公告等  
をご覧いただけます。  
※随意契約、又は指名競争入札  
の案件については、入札公告及  
び入札説明書を閲覧出来ません。

入札結果

建設工事等に係る入札結果を  
ご覧いただけます。

成績評定結果

建設工事等に係る受注者の  
成績評定結果をご覧いただけます。

※本ページでは「山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領」に基づき、予定価格が250万円を超える建設工事及び100万円を超える建設工事関連業務委託を対象としています。

1. 山形県では、建設工事、建設工事関連業務委託の発注見通しについて、山形県ホームページ山形県入札情報公開サービスにより公開しております。
2. 公表は年6回 [4月、6月、8月、10月、1月、3月] 更新します。

◎施工時期等の平準化に向けた計画的な発注の促進を図ってまいります。

## Ⅷ 名簿変更届・低入札価格調査等について

昨年度までの対応を踏まえて、以下のとおり予定しております。

- 1 入札参加資格者名簿に係る各種変更届については、持参又は郵送により提出してください。

※R5・6名簿に係る追加受付（8月）、R7・8名簿に係る定期受付（11月）については、あらためてお知らせいたします。

- 2 低入札価格調査を行う際は、状況に応じ、対面では行わず、電話やテレビ会議システム等による場合があります。

- 3 その他、入札契約制度に関して御相談いただく場合、まずは電話等にてお問合せください。

# 建設業法上の留意点

～ 法令遵守のポイント ～

## 【目次】

1. 建設業許可制度	1 ページ
2. 技術者制度	2 ページ
3. 請負契約の適正化	4 ページ
4. 元請（特定建設業）の責務	11 ページ
5. 施工体系図の作成・掲示	12 ページ
6. 施工体制台帳の作成	14 ページ
7. 建設業法で定める標識の掲示	20 ページ

# 1. 建設業許可制度

【国土交通大臣許可】 2以上の都道府県に営業所を設置

【都道府県知事許可】 1都道府県のみで営業所を設置

**ポイント** 山形県内に本店のある建設業者が、山形県外に営業所を持つ場合、国土交通大臣許可業者でなければ、その県外営業所の名前で請負契約することはできない。

【特定建設業許可】 発注者から直接工事を請け負う元請で、総額4,500万円以上  
(建築一式は7,000万円以上) の下請契約に必要

【一般建設業許可】 建設業を営む上で、軽微な建設工事を除き、必要

**ポイント** 軽微な建設工事

建築一式工事 : 1,500万円未満※の建設工事 又は 150㎡未満の木造住宅工事

建築以外の工事 : 500万円未満※の建設工事

※ 材料を支給する場合には 支給する材料費等を含む。

【許可の主な要件】

○ 経營業務管理責任者の設置

建設業の経營業務について一定期間の経験を有する常勤役員等の配置が必要

**ポイント** 常勤性が求められるため、他法令で専任を要するものと併任できない場合がある。

○ 営業所専任技術者の設置

営業所ごとに一定の資格・経験を有する技術者等の配置が必要

**ポイント** 専任配置が必要なため、専任を要する工事現場の主任技術者との兼務はできない。

○ その他

財産的要件を有していることなどが必要

## 2. 技術者制度

### 【工事現場に配置する技術者】

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要である。（建設業法第26条）

- 主任技術者 請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置く必要がある。

**ポイント** ・ 4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の公共性のある施設等には専任配置が必要。

（※他の専任を要する職務との兼務不可

経營業務管理責任者、営業所専任技術者、他工事の専任主任技術者など

・ 500万円未満の工事であっても、許可業者であれば、主任技術者の配置が必要。

- 監理技術者

発注者から直接工事を請け負う元請、かつ、4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上を下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置く必要がある。

許可を受けている業種	指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園			その他（左記以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゆんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	4,500万円*1以上	4,500万円*1未満	4,500万円*1以上は契約できない	4,500万円*1以上	4,500万円*1未満	4,500万円*1以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,000万円*3以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要なし	必要	必要なし	

1：建築一式工事の場合7,000万円

- 2：① 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事  
② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、消防施設、水防施設、学校又は国若しくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所若しくは試験所、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事  
③ 石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事（建設業法施行令第27条第1項）

3：建築一式工事の場合8,000万円

#### 【実務経験者の留意点】

実務経験は、請け負った建設工事の種類と同じ業種の工事の実務経験が必要となる。また、経験を要する年数は、会社従事期間ではなく、工事実務年数である。

# 2. 技術者制度（続き）

## 「監理技術者制度運用マニュアル」の改正概要 (R6.4施行\*)

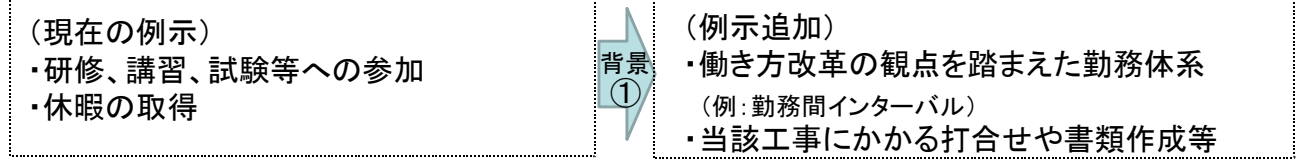
- 背景**
- ①働き方改革の観点から、育児を含む休暇取得、勤務間インターバル、工事書類作成等が柔軟に出来ることが重要
  - ②カメラや動画を常時通信するネットワーク機能の高度化により、遠隔からの施工管理手法が日々進展
  - ③バックオフィスによる支援が効果的な事例の増加
- ⇒技術者の働き方改革の推進に資することを目的に、以下の内容のマニュアル改定を実施

### (1) 専任の取り扱いの明確化

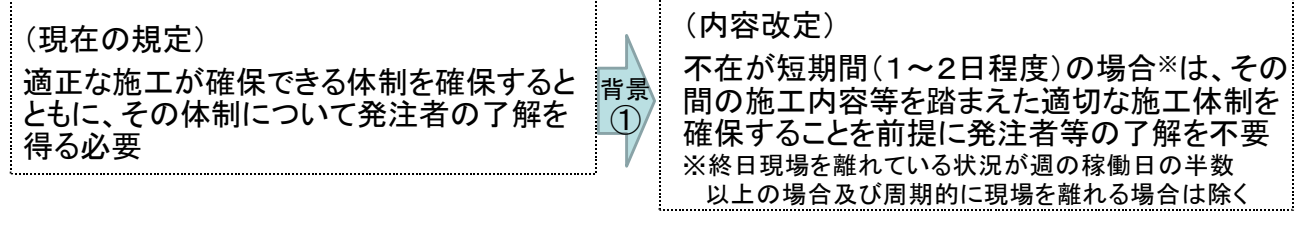
●専任工事※にて、監理技術者等が現場を不在にする合理的理由の例示の追加等

※現場における職務実施が基本だが、必ずしも常駐を必要とするものではない

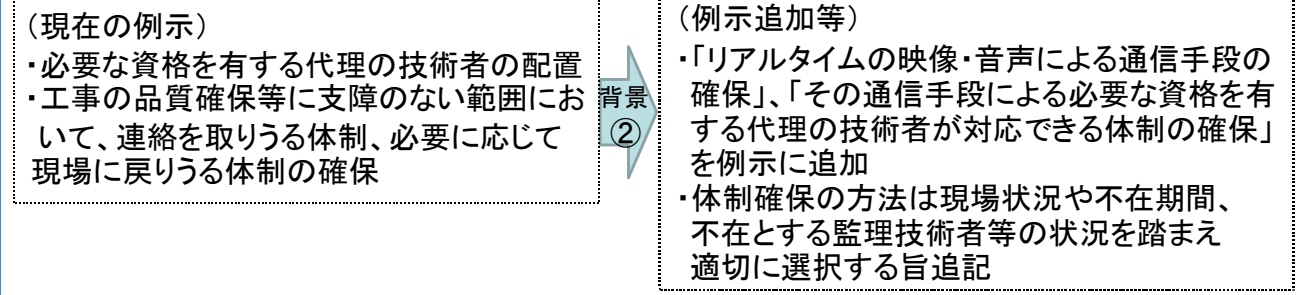
#### 【不在にする合理的な理由の例示追加】



#### 【不在にする際の対応の見直し】

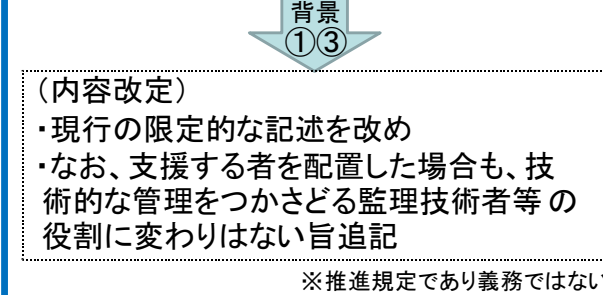
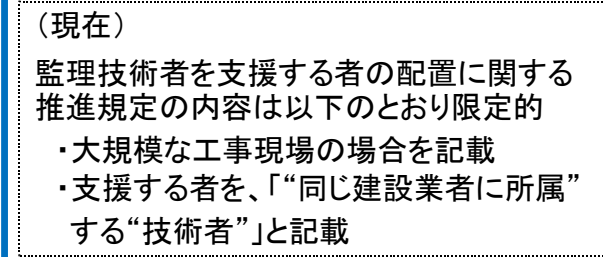


#### 【不在の際の適切な施工ができる体制確保の例示追加等】



### (2) 監理技術者等を支援する者の配置の推進

- 監理技術者等の役割を適切に果たすために、支援する者の配置は重要
- バックオフィス支援を念頭に、「大規模な工事現場以外」、「技術者以外」にも推進規定※を拡充



※監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について(国土建第290号、令和6年3月26日)  
主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)(国土建第309号 平成30年12月3日)は廃止

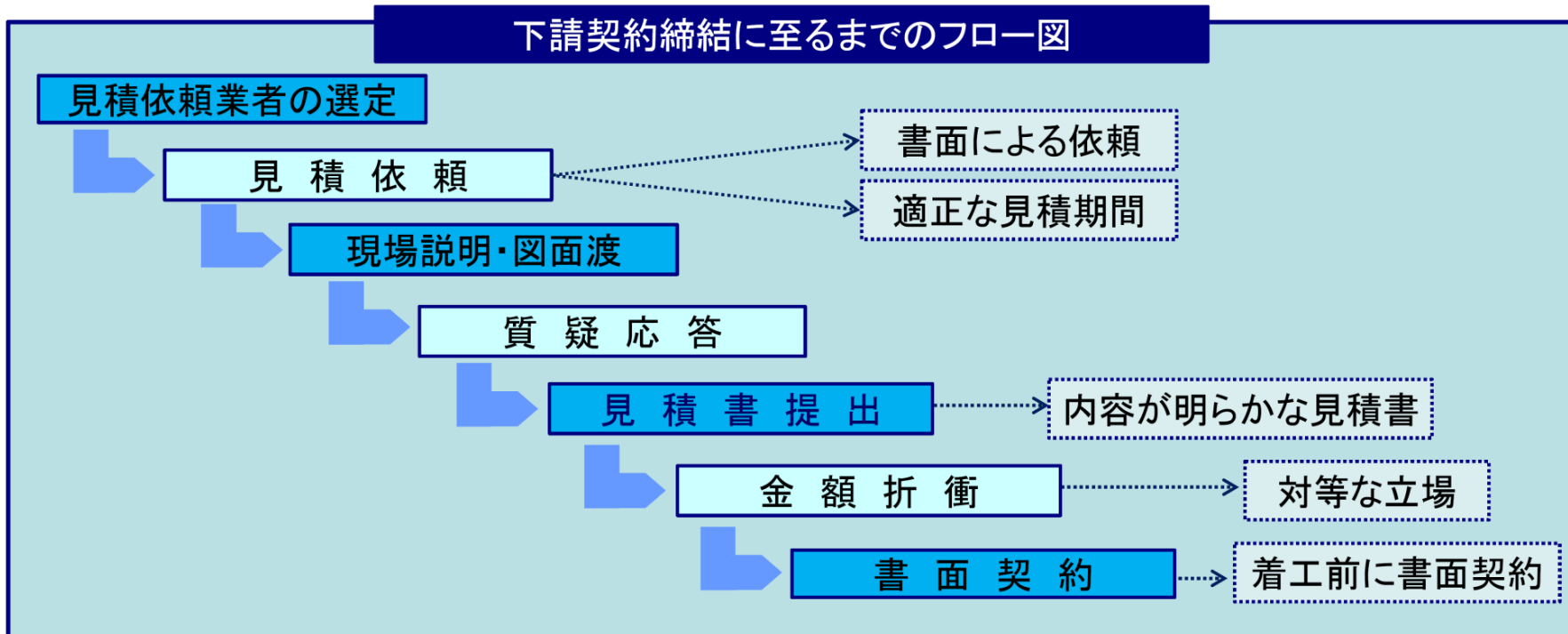
# 3. 請負契約の適正化

## (1) 請負工事の適正化（見積）

- 適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。（建設業法第18条）
- 工事見積条件を明確にするため、見積依頼は定められた事項が記載された書面で行うことが必要です。（建設業法第20条第4項）
- 建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。（建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条）

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 <b>1</b> 日以上
②500万円以上5,000万円未満の工事	中 <b>10</b> 日以上
③5,000万円以上の工事	中 <b>15</b> 日以上

※ 予定価格が②③の工事では、やむを得ない事情があるときは、見積期間をそれぞれ5日以内に限り短縮することができる。



# 3. 請負契約の適正化（続き）

## (2) 請負工事の適正化（契約書）

- 請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることにより、元請・下請間の紛争を防ぐことを目的としています。
- 契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、工事着手前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。（建設業法第19条）

建設業法では、次の15項目を必ず記載することとされています。

- |  |  |
|--|--|
| ① 工事内容   | ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め   |
| ② 請負代金の額   | ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め  |
| ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期   | ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期   |
| ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容   | ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法  |
| ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法  | ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金  |
| ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め   | ⑮ 契約に関する紛争の解決方法  |
| ⑧ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更                          |  |

※さらに、建設リサイクル法対象工事の場合は、次の4項目を加えて記載しなければなりません

- |            |              |                        |               |
|------------|--------------|------------------------|---------------|
| ① 分別解体等の方法 | ② 解体工事に要する費用 | ③ 再資源化等するための施設の名称及び所在地 | ④ 再資源化等に要する費用 |
|------------|--------------|------------------------|---------------|

○ 公共工事・民間工事とも契約内容を次のいずれかの書面で作成

- ① 契約書
- ② 基本契約書＋注文書＋請書
- ③ 注文書（約款を添付又は印刷）＋請書（約款を添付又は印刷）



# 3. 請負契約の適正化（続き）

## (3) 下請代金の適正な支払い

- 下請代金が適正に支払われなければ下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。
- 建設業法や建設産業における生産システム合理化指針等では、工事の適正な施工と下請負人の保護を目的として、下請代金の支払に関する規定を設けています。

### 下請代金の支払等に関する8つのルール

#### ルール1（現金払）

下請代金の支払は、できる限り現金払いとしなければなりません。

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

#### ルール2（前払金）

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。

※建設業法第24条の3

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

#### ルール3（有償支給の資材代金の回収時期）

下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはなりません。

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「9. 早期決済について」

#### ルール4（検査及び引渡し）

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

※建設業法第24条の4

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「1. 検査期間について」「2. 工事目的物の引取りについて」

### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### ルール5（下請代金の支払期日）

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1か月以内に支払わなければなりません。

※建設業法第24条の3

※建設業法令遵守ガイドライン「10-1. 支払留保」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「3. 注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について」

#### ルール6（特定建設業者に係る下請代金の支払期日の特例）

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

※建設業法第24条の6

※建設業法令遵守ガイドライン「10-1. 支払留保」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「4. 特定建設業者の下請代金の支払について」

#### ルール7（割引困難な手形による支払の禁止）

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはいけません。

※建設業法第24条の6第3項

※建設業法令遵守ガイドライン「11. 長期手形」

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「5. 交付手形の制限について」

#### ルール8（赤伝処理）

赤伝処理を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書に明示しなければなりません。

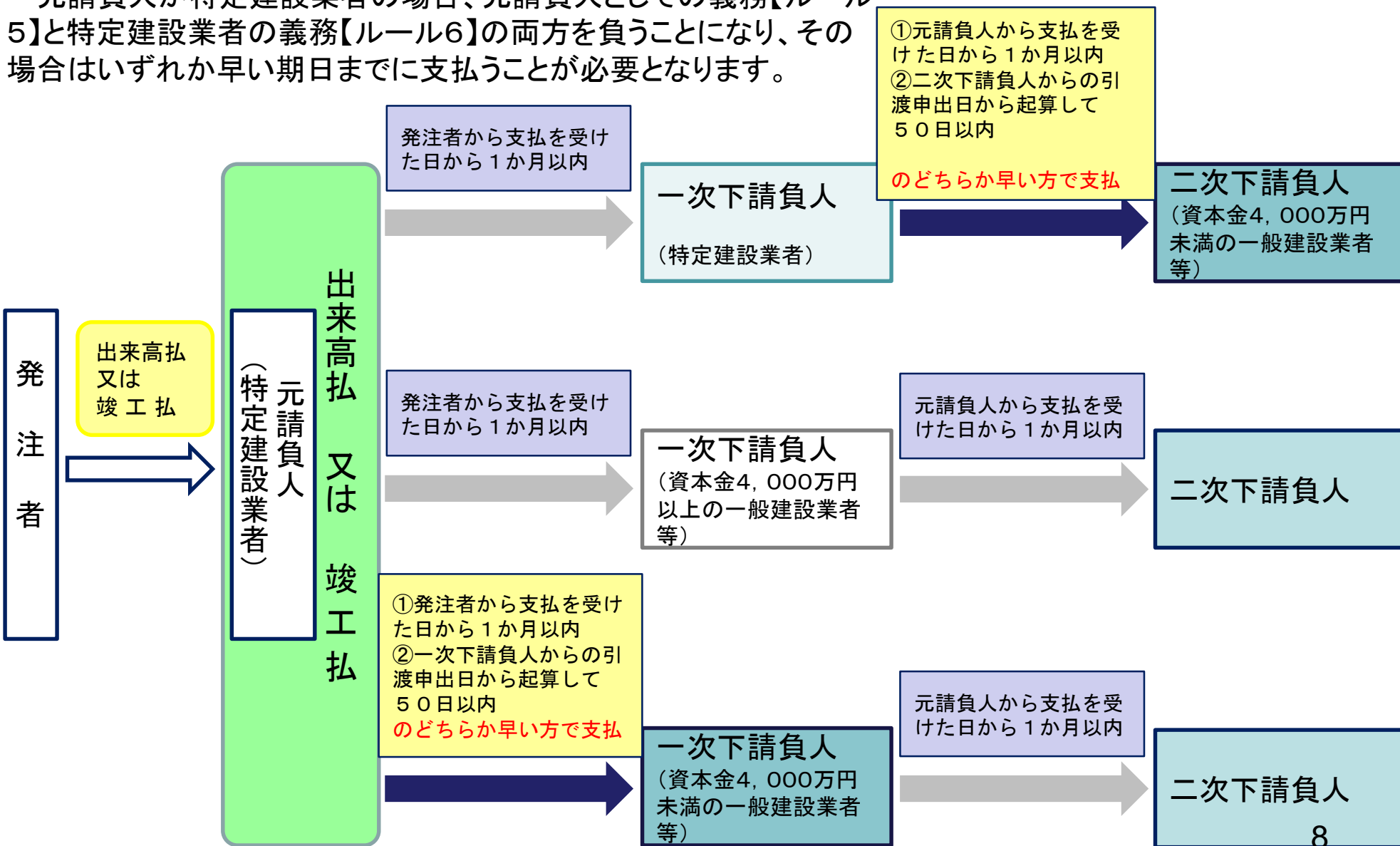
※建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項

※建設業法令遵守ガイドライン「9. 赤伝処理」

### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### 下請代金の支払期日（建設業法第24条の3第1項、第24条の6第1項）

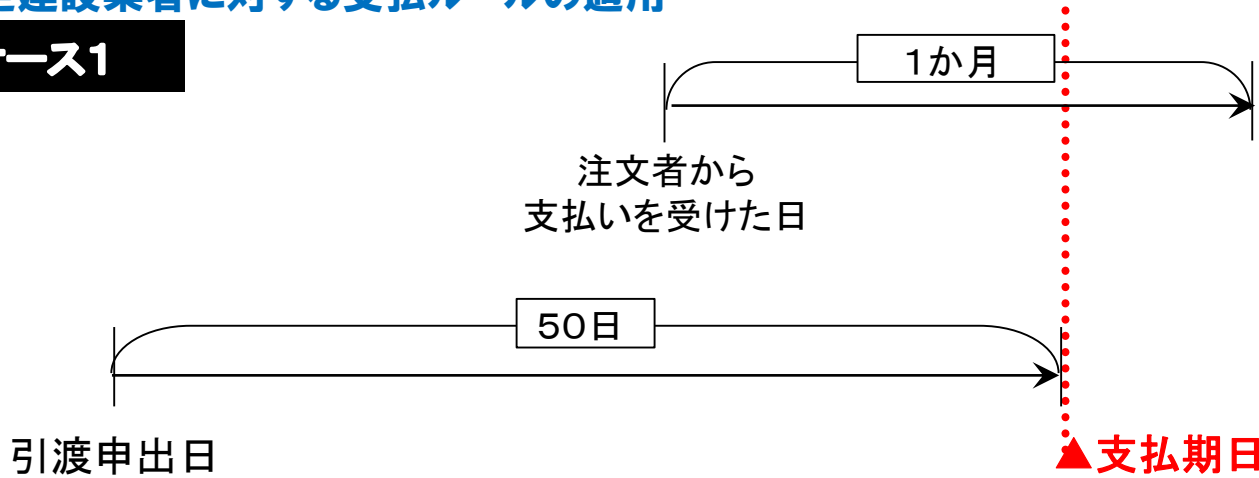
元請負人が特定建設業者の場合、元請負人としての義務【ルール5】と特定建設業者の義務【ルール6】の両方を負うことになり、その場合はいずれか早い期日までに支払うことが必要となります。



### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### 特定建設業者に対する支払ルールの適用

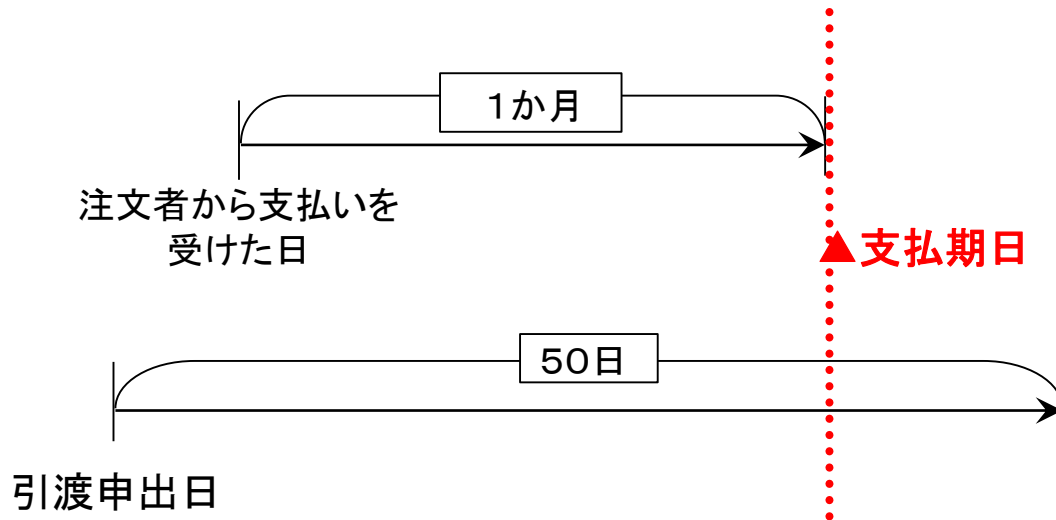
##### ケース1



いずれか早い方が支払期日となる

（この場合は、引渡申出日から起算して50日以内）

##### ケース2



いずれか早い方が支払期日となる

（この場合は、注文者から支払を受けた日から1か月以内）

下請代金の支払期日については、下請負人からの請求書提出日は基準とならないことに留意（建設業法第24条の3第1項、第24条の6第1項共通）

### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### （4）工事の一括下請負（丸投げ）禁止

##### 一括下請負とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないもの

- 一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。（入札契約適正化法）
- 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

※平成18年の法改正により、一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事＝共同住宅）についても一括下請が全面禁止されています。

#### 【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

##### ●自社の技術者が下請工事の

- ①施工計画の作成
- ②工程管理
- ③出来高・品質管理
- ④完成検査
- ⑤安全管理
- ⑥下請業者への指導・監督

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

##### ●発注者から工事を直接請け負った者については、加えて、

- ⑦発注者との協議
- ⑧住民への説明
- ⑨官公庁等への届出等
- ⑩近隣工事との調整

等について、**主体的な役割**を果たしていることが必要です。

# 4. 元請（特定建設業）の責務

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならない。

(建設業法第24条の7)

なお、下請業者は、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象となる。

## 責務

- ①現場での法令遵守指導の実施
- ②下請業者の法令違反については、是正指導
- ③下請業者が是正しないときは、許可行政庁へ通報

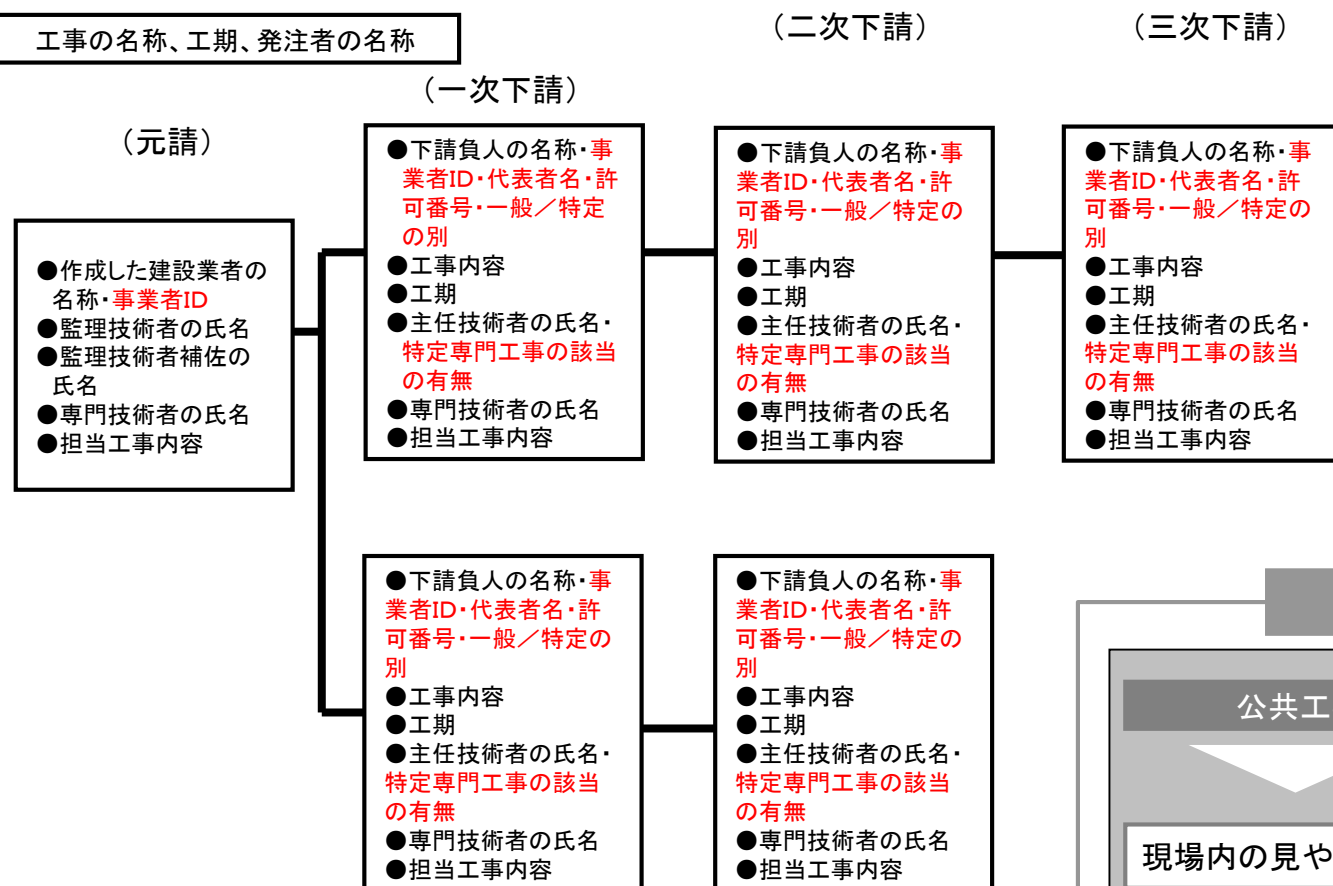
## 指導すべき法令の規定

法律名	内 容	法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1) 建設業の許可(第3条) (2) 請負契約の書面締結(第19条) (3) 一括下請負の禁止(第22条) (4) 下請代金の支払 (第24条の3、第24条の6) (5) 検査及び確認(第24条の4) (6) 主任技術者及び監理技術者の配置等 (第26条、第26条の2)	労働基準法	(1) 強制労働等の禁止(第5条) (2) 中間搾取の排除(第6条) (3) 賃金の支払方法(第24条) (4) 労働者の最低年齢(第56条) (5) 年少者、女性の坑内労働の禁止 (第63条、第64条の2) (6) 安全衛生措置命令 (第96条の2第2項、第96条の3第1項)
		職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止(第44条) (2) 暴行等による職業紹介の禁止 (第63条第1号、第65条第8号)
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等 (第9条第1項・第10項) (2) 危害防止の技術基準等(第90条)	労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止(第98条第1項)
		労働者派遣法	(1) 建設労働者の派遣の禁止(第4条)
宅地造成及び特定盛土規制法	(1) 設計者の資格等(第13条) (2) 宅地造成工事の防災措置等 (第20条第2項・第3項・第4項)		

# 5. 施工体系図の作成・掲示

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図である。施工体系図を見ることで、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができる。

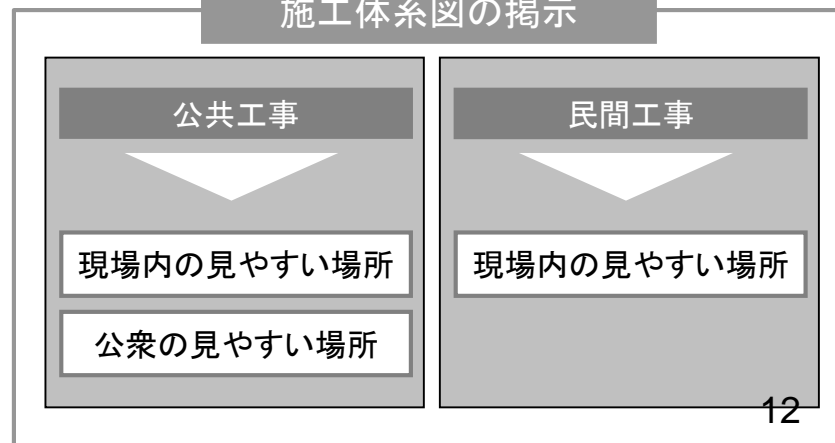
## 施工体系図のイメージ



## ポイント

- ①施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければならない。
- ②工事の進行によって、表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更をしなければならない。

## 施工体系図の掲示



※令和3年4月1日から様式変更(赤字:追加項目)

# 5. 施工体系図の作成・掲示（続き）

別紙様式3

施工体系図	
発注者名	
工事名称	

## 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

様式(令和3年4月1日から)

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名 担当工事内容	
専門技術者名 担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
-----------	--

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日



# 6. 施工体制台帳の作成

施工体制台帳には、許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況（平成24年11月1日施行）、外国人就業状況（平成27年4月1日施行）などを記載する必要があります。（建設業法施行規則第14条の2）

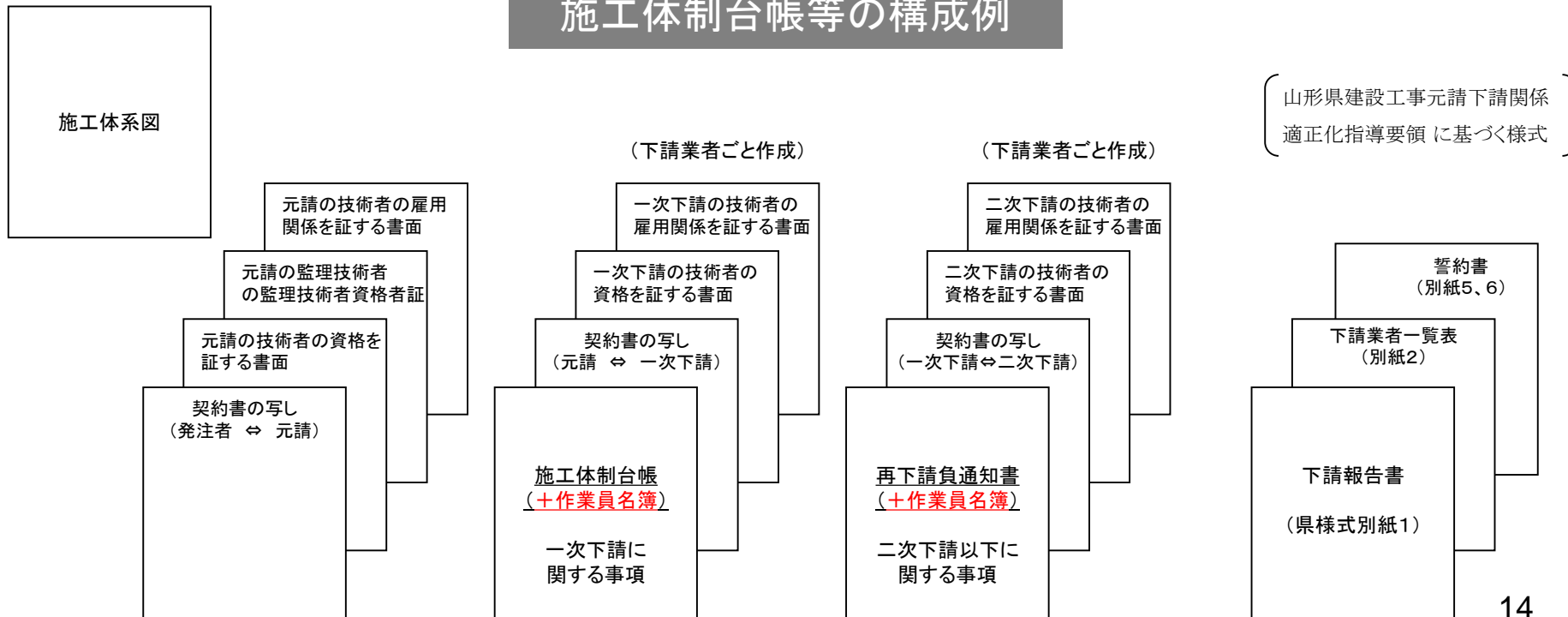
## 【施工体制台帳の記載内容等】

- 工事内容、建設業許可、請負契約関係
- 配置技術者の氏名と資格
- 社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入状況
- 技能実習生等の従事有無
- **施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成**

## 【全ての工事で作成が必要です】

公共工事については、金額にかかわらず、下請契約を締結する全ての元請業者が施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となりました。（平成27年4月1日施行）

## 施工体制台帳等の構成例



# 施 工 体 制 台 帳

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

事業者ID・現場IDは、建設キャリアアップシステムに登録している場合に記載が必要となります。  
登録されていない場合は記載不要です。

建設業の可 許	許可業種			
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
				年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日	

契 約 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外			
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		元請契約						
		下請契約						

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現 場 代 理 人 名		権限及び意見 申出方法	
----------------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
------------------	------------	---------	--

監理技術者補佐名		資 格 内 容	
----------	--	---------	--

専 門 技 術 者 名		専 門	
----------------	--	-----	--

資 格 内 容			
担 当 工 事 内 容			

監理技術者補佐※を配置した場合に氏名及び保有資格を記載してください。

※監理技術者補佐として配置できるのは、令和3年4月1日以降に実施される技術検定において第一次検定に合格した者又は監理技術者となる資格を有する者となります。

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----

令和3年4月1日以降に提出するものから適用されました。

《下請負人に関する事項》

会 社 名 ・ 事 業 者 ID		代 表 者 名	
住 所			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※事業者ID及び現場IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

令和3年4月1日以降に提出するものから、施工体制台帳の一部として作成することとされました。

## 作業員名簿

( 年 月 日作成)

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

元請 確認欄	
提出日	年 月 日

( 次)会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年金保険	中小企業退職金 共済制度		雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
	技能者ID			雇用保険						年月日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 …現場代理人   
  作 …作業主任者 (注) 2.)   
  女 …女性作業員   
  未 …18歳未満の作業員  
 主 …主任技術者   
  職 …職 長   
  安 …安全衛生責任者   
  能 …能力向上教育   
  再 …危険有害業務・再発防止教育  
 留 …外国人技能実習生   
  就 …外国人建設就労者   
  1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

# 施工体制台帳の記入例

## 施工体制台帳

平成24年11月10日

作成特定建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名を記入

【会社名】 → 国交建設株式会社

【事業所名】 → ○○ビル作業所

作成特定建設業者が受けている許可を全て記入 (業種は略称でも可)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
通	土、建、電、管、鋼、工事業	大臣 特定 知事 一般	平成23年11月11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第000000号	平成23年11月11日

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容を記入

工事名及び工事内容 → ○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600㎡)

発注者名及び住所 → ◇◇商事株式会社  
〒000-0000 埼玉県さいたま市中央区新都心○-○

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日を記入

工期 → 自 平成24年11月15日 契約日 平成24年11月7日  
至 平成25年 3月31日

発注者と契約を締結した作成特定建設業者の営業所を記入

区分	名称	住所
元請契約	本社	□□県□□市□□町000-0
下請契約	○○支店	○○県○○市○○町000

一次下請と契約を締結した作成特定建設業者の営業所を記入

健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	元請契約	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	下請契約	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

発注者が置いた監督員の氏名を記入(※)

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
注文 一郎	契約書記載のとおり

一次下請を監督するために作成特定建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

監督員名	権限及び意見申出方法
建設 太郎	契約書記載のとおり

作成特定建設業者が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

現場代理人名	権限及び意見申出方法
国土 次郎	契約書記載のとおり

作成特定建設業者が置いた監督技術者の氏名を記入

監督技術者名	資格内容
国土 次郎	一級建築施工管理技士

作成特定建設業者が置いた監理技術者の氏名を記入

専門技術者名	資格内容
四国 三郎	監理技術者の資格を具体的に記入 例) 一級建築施工管理技士

作成特定建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

担当工事内容	資格内容
冷暖房設備工事 給排水設備工事	一級建築施工管理技士

1号特定技能外国人の従事状況(有無)

外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
有 無	有 無

専門技術者の資格を具体的に記入(※)  
例) 第一種電気工事士  
実務経験(指定学科3年・管工事)  
実務経験(10年・管工事)等

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入  
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

○施工体制台帳の添付書類

- 作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
- 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
- 監理技術者資格証の写し
- 監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)
- 専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証すものの写し

○注意事項

- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によることなく構いません。
- は、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

下請負人の請け負った建設工事の契約書に記載された二期を記入

《下請負人に関する事項》

会社名	さいたま土木株式会社	代表者名	関東 四郎
住所	〒000-0000 ◆◆県◆◆市◆◆区◆◆町0-0		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 平成24年11月30日 至 平成25年 3月25日	契約日	平成24年11月9日

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

下請負人の受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
大、と、筋	工事業	大臣 特定 知事 一般 第777777号	平成21年 2月10日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入  
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

健康保険等の加入状況	事業所整理記号等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	営業所の名称	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外

請負契約に係る営業所の名称を記入

労働保険番号を記入  
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

現場代理人名	関東 四郎	安全衛生責任者名	田中 一郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	山田 二郎
主任技術者名	専任 非専任 関東 五郎	雇用管理責任者名	山田 二郎
資格内容	一級建築施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

主任技術者の資格を具体的に記入  
例) 一級建築施工管理技士

下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

専門技術者の資格を具体的に記入  
例) 一級建築施工管理技士

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

令和3年4月1日以降に提出するものから適用されました。

## 再 下 請 負 通 知 書

直 近 上 位  
注 文 者 名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住 所 \_\_\_\_\_

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会 社 名 ・  
事 業 者 ID \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注 文 者 と の 契 約 日		年	月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状態 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態 (有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・ 事 業 者 ID		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 知 事 一 般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現 場 代 理 人 名		安 全 衛 生 責 任 者 名	
権限及び 意見申出方法		安 全 衛 生 推 進 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任	雇 用 管 理 責 任 者 名	
資 格 内 容		専 門 技 術 者 名	
		資 格 内 容	
		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状態 (有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態 (有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

# 再下請負通知書の記入例

中部鉄筋工業株式会社(再下請負通知人)が近畿建設株式会社(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合

## 再下請負通知書

平成24年11月18日

再下請負通知書を作成又は変更した年月日を記入

再下請負人が請け負った建設工事の注文者の商号名称を記入

直近上位の注文者名  
さいたま土木株式会社

再下請負通知人の商号名称及び所在地を記入

【報告下請負業者】  
〒000-0000  
〇〇県〇〇市〇〇町000  
ビル階  
TEL 00-0000-0000  
FAX 00-0000-0000  
住所

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成特定建設業者の商号名称を記入

元請名称  
国交建設株式会社  
代表者名  
中部 太郎  
会社名  
中部鉄筋工業株式会社

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入

《自社に関する事項》  
再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

工事名及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋加工組立工事		
工期	自 平成24年11月20日 至 平成25年 3月20日	契約日	平成24年11月15日

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	筋	工事業	大臣知事	特定一般	第999999号	平成21年 8月 5日
	筋	工事業	大臣知事	特定一般	第 号		平成 年 月 日

請負契約に係る営業所の名称を記入

健康保険等の加入状況	健康保険	加入	未加入	適用除外	厚生年金保険	加入	未加入	適用除外	雇用保険	加入	未加入	適用除外
	事業所整理記号等	◆◆営業所	ZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZZ-Z	ZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZZ-Z				

再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記入(※)

監督員名  
安全衛生責任者名  
中部 五郎

再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

現場代理人名  
中部 五郎  
安全衛生推進者名  
東北 四郎

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)

主任技術者名  
専任 中部 五郎  
安全衛生責任者の氏名を記入(※)

主任技術者の資格を具体的に記入

資格内容  
二級建築施工管理技士(躯体)  
主任技術者の氏名を記入(※)

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

1号特定技能外国人の従事状況(有無)  
有(無) 外国人建設就労者の従事状況(有無)  
有(無) 外国人技能実習生の従事状況(有無)

再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

専門技術者の資格を具体的に記入(※)  
再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

再下請負通知人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

雇用管理責任者名  
東北 四郎  
主任技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負人の商号名称及び所在地を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

《再下請負人関係》再下請負業者及び再下請負人関係について次のとおり報告いたします。

会社名	近畿建設株式会社	代表者名	近畿 太郎
住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇0-0		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自 平成24年11月28日 至 平成25年 1月10日	契約日	平成24年11月26日

再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	工事業	大臣知事	特定一般	第333333号	平成21年12月11日
	工事業	大臣知事	特定一般	第 号		平成 年 月 日

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入

健康保険等の加入状況	健康保険	加入	未加入	適用除外	厚生年金保険	加入	未加入	適用除外	雇用保険	加入	未加入	適用除外
	事業所整理記号等	◆◆営業所	ZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZZ-Z							

労働保険番号を記入継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

現場代理人名

安全衛生責任者名  
近畿 太郎

権限及び意見申出方法

安全衛生推進者名  
田中 一郎

主任技術者名

雇用管理責任者名  
田中 一郎

資格内容

専門技術者名

主任技術者の資格を具体的に記入(※)

担当工事内容

1号特定技能外国人の従事状況(有無)

外国人建設就労者の従事状況(有無)

外国人技能実習生の従事状況(有無)

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

再下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

専門技術者の資格を具体的に記入(※)

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入

労働保険番号を記入継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

○注意事項  
1. 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。  
2. 〇〇は、建設業法で定められた記載事項です。  
3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。  
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面に通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

○再下請負通知書の添付書類  
・再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

# 7. 建設業法で定める標識の掲示

建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務付けている。（建設業法第40条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

35cm以上 (height)

40cm以上 (width)

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

## ポイント

### 【業種の記載】

- 現場掲示許可票  
⇒ 当該工事に係る許可業種のみ
- 施工体制台帳（元請）  
⇒ 許可を受けた全ての業種
- 施工体制台帳（下請）  
⇒ 当該工事に係る許可業種のみ

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣知事 許可( )第 号		
許可年月日			

25cm以上 (height)

35cm以上 (width)

記載要領

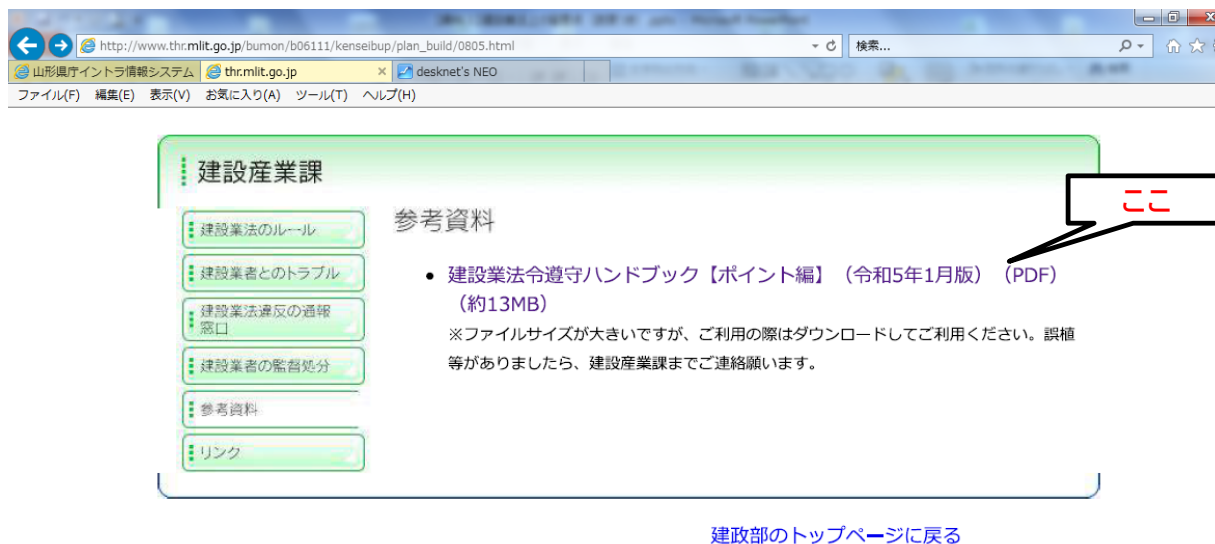
- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設業法の遵守については、「建設業法令遵守ハンドブック」（国土交通省東北地方整備局作成）もご参照ください。

- ・ HPアドレス： [https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/plan\\_build/0805.html](https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/plan_build/0805.html)  
（又はインターネットで「建設業法令遵守ハンドブック」と検索）

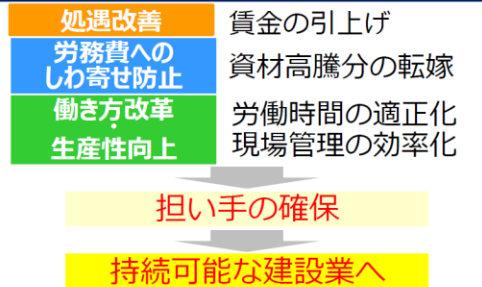




# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(概要)

## 背景・必要性

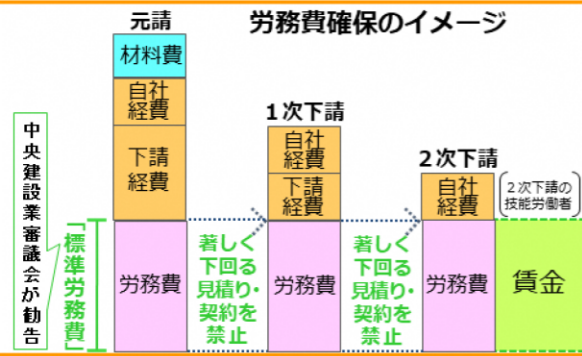
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
- (参考1) 建設業の賃金と労働時間  
 建設業\* 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)  
 全産業 494万円/年 1,954時間/年
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内  
 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)  
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。



## 法案の概要

### 1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**  
 ➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**  
 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**  
 ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止  
 ➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表** (違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**  
 ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象 (リスク) の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**  
 ・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
- 契約後のルール**  
 ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**\*  
\*公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**  
 ・**工期ダンピング対策**を強化 (著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上**  
 ・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化** (例. 遠隔通信の活用)  
 ・国が**現場管理**の「**指針**」を作成 (例. 元下間でデータ共有)  
 ➡ 特定建設業者\*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** \* 多くの下請業者を使う建設業者  
 ・公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務**を**合理化** (ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



# 建設Gメンによる請負代金等の取引適正化に向けた監視体制の強化 国土交通省

## 概要

- 建設技能者の賃上げや働き方改革の促進に向け、建設工事の請負契約における請負代金と工期の適正化を図っていくことが必要。
- そのため、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など、請負代金や工期に関する取引内容について実地調査等を行う「建設Gメン」の体制を拡充し、調査対象の拡大や調査内容の拡充を図るとともに、違反行為に対しては、建設業許可部局から指導監督を行うことにより、請負代金や工期の適正化を推進。

### 調査対象の拡大

- 大臣許可業者に加え、都道府県知事許可業者も調査の対象とする。

### 調査内容の拡充

#### これまで

##### ○ 請負代金

- ・ 注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額があるか
- ・ 標準見積書を活用して、法定福利費を適切に計上しているか
- ・ 契約変更条項が規定されているか
- ・ 労務費を現金払しているか など

##### ○ 工期

- ・ 休日等(現場閉所)をどの程度確保しているか
- ・ 工事の進展に伴って、休日等が少なくなっていないか
- ・ 工程遅延により、長時間残業や休日作業をしていないか など

#### 指摘例

注文者による合理的な根拠に基づかない代金減額がある。

労務費の額に照らして法定福利費が適切に計上されていないおそれがある。

契約書に物価等の変動に対応できる契約変更条項が含まれていない。

下請代金の支払に現金と手形を併用しており、現金比率が低いいため、労務費相当分を現金で賄えないおそれがある。

工程遅延に伴い現場閉所日を削減する等、しわ寄せが下請に及んでいるおそれがある。

雨天続き等により工期内竣工が困難になり、下請は元請に工期の変更協議を申し出たが、元請は発注者との協議をせず残業を要求した。

#### 拡充 (建設業法改正等に対応)

★建設業法改正による取引適正化に向けた新たな措置について、法施行を待たず、先行的に調査を行いつつ、適切な対応を呼びかける

##### ○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など

##### ○ 工期/請負代金

- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか など

※ 労基署と連携して工期に関する合同調査を行うなど、効果的に調査を実施

#### 体制の強化 (本省、北海道開発局、地方整備局)

R5年度の体制  
72名



R6年度体制  
135名  
※建設部員からの広域を含む